

三郷市障がい者計画

第6期三郷市障がい福祉計画

第2期三郷市障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

三郷市

ご挨拶

本市では、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、「三郷市障がい者計画・第5期三郷市障がい福祉計画・三郷市障がい児福祉計画」のもと、医療・保健・福祉・教育・就労・都市環境などの施策を推進してまいりました。



近年、国際社会共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）に障がい者支援が掲げられるなど、国内外において障がい福祉の更なる充実が求められており、障がい者の高齢化・重度化対策、虐待防止、社会参加支援、障がい児支援の体制整備をはじめ、関連施策をより積極的に推進する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症については、障がい者支援事業所の運営に大きな影響を及ぼしており、引き続き、十分な対策が必要となります。

このような中、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする「三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・第2期三郷市障がい児福祉計画」を策定いたしました。本計画では、基本理念を「共に生きる、地域が支える、共につくる」として前計画から継承しつつ、社会環境の変化に対応するため施策の見直しを図っています。

今後も、市民、事業者、関係団体、関係機関の皆様と連携を図りながら本計画を推進し、障がい者が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見を賜りました三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会の皆様をはじめ、ご協力いただきました全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

三郷市長 木津雅晟

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象と範囲	6
5 計画策定までの流れ	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	8
1 障がい者数等の推移	8
2 実態調査の結果	13
3 ヒアリング調査の結果	24
4 施策の実施状況	25
5 取り組むべき主な課題	30
第3章 計画の理念と目標	33
1 計画の理念	33
2 計画の目標	34
3 施策の体系（計画の展開）	35
第4章 施策の展開	36
基本目標1 自立と社会参加の支援体制づくり	36
基本目標2 地域生活の支援基盤づくり	41
基本目標3 障がい児支援の体制づくり	49
基本目標4 安心して暮らせるまちづくり	52
第5章 障がい福祉サービスの推進	56
1 令和5年度の目標値	56
2 障がい福祉サービスの見込み量と確保策	59
3 地域生活支援事業の見込み量と確保策	73
第6章 計画の推進に向けて	80
1 計画の推進のために	80
2 計画の点検と評価	81

資料編	82
1 三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会会員名簿	82
2 三郷市障がい者地域生活支援協議会委員名簿	83
3 庁内検討組織	84
4 策定経過	85
5 市内の障がい児（者）のための事業所・施設等一覧	86



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

近年、国においては、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた「地域生活支援拠点等の整備」、ペアレントトレーニング等により発達障がい者及びその家族等に対する支援体制を確保する「発達障害者等及び家族等への支援体制の確保」、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」等、障がい福祉に関わる施策の充実を図っています。

三郷市では、『第5次三郷市総合計画 前期基本計画』において、まちづくり方針に「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」を位置づけ、障がい福祉施策の充実に取り組んでいます。

このたび、国・県などの動向や各種制度、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化、新しい生活様式等に的確に対応し、障がい福祉施策の一層の推進を図るため、『三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・第2期三郷市障がい児福祉計画』を策定するに至りました。

障がい福祉施策をめぐる近年の動き

■ 「発達障害者支援法」の施行 ■

平成17年4月から「発達障害者支援法」が施行されています。発達障がいは、症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、この法律では、発達障がいを早期に発見し、支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。また、発達障がい児への学校教育における支援、発達障がい者の就労の支援等について定めることにより、発達障がい者の「自立と社会参加」に資するよう、生活全般にわたる支援を図ることを目的としています。

■ 「障害者虐待防止法」の成立と施行 ■

平成23年6月成立。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律において「虐待」とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じるよう責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。

■ 「障害者基本法」の改正 ■

平成23年8月公布。この法律においては、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである」という理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、「障害者」の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらを基に、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と「合理的配慮」のための方向性が定められています。

■ 「障害者総合支援法」の施行 ■

従来「障害者自立支援法」に替わる法律として平成25年4月から施行されています。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。従前通り、障害福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では、障害福祉サービスなどの対象となる障がい者の範囲に、「難病患者等」も含まれることも定められました。

■ 「障害者雇用促進法」の改正 ■

平成25年6月成立。これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。平成28年4月1日から施行（合理的配慮に関する規定は平成30年4月1日から）。

また、平成30年7月に「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会報告書」が取りまとめられました。これを踏まえて、官民間問わず、障がいのある人が働きやすい環境をつくることを目指すことが重要であるという観点から、令和元年、「障害者雇用促進法」の改正案が国会に提出され、同年6月に成立しています。国及び地方公共団体の任命権者は、令和2年4月1日までに「障害者活躍推進計画」を作成しなければならない、とされました。

■ 「障害者差別解消法」の成立と施行 ■

平成25年6月成立。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日から施行。

■ 「障害者権利条約」の批准 ■

平成18年12月、第61回国連総会において、障がいのある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。障がいのある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障がいのある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しています。わが国においては、平成19年に署名し、必要な国内諸制度の改正の後、平成26年1月に批准されました。

■ 「第4次障害者基本計画」の策定 ■

国では、平成25年9月に、平成25年度から同29年度までの5年間を期間とし『第3次障害者基本計画』を策定。また、平成30年度から令和4年度までの5年間を期間として『第4次障害者基本計画』を策定しています。第4次障害者基本計画では、国の障がい者施策の基本的方向について定められています。この計画では、「障害者権利条約」の批准、「障害者差別解消法」の施行、「2020年東京パラリンピック」の開催決定を踏まえ、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調の基本原則を実施することを含むとともに、施策分野として「行政サービス等における配慮」が新設されています。また、「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」が新設され、「安全・安心」から「防災・防犯等の推進」が独立し、「教育、文化芸術活動・スポーツ等」が「教育の振興」と「文化芸術活動・スポーツ等の振興」に分けられました。

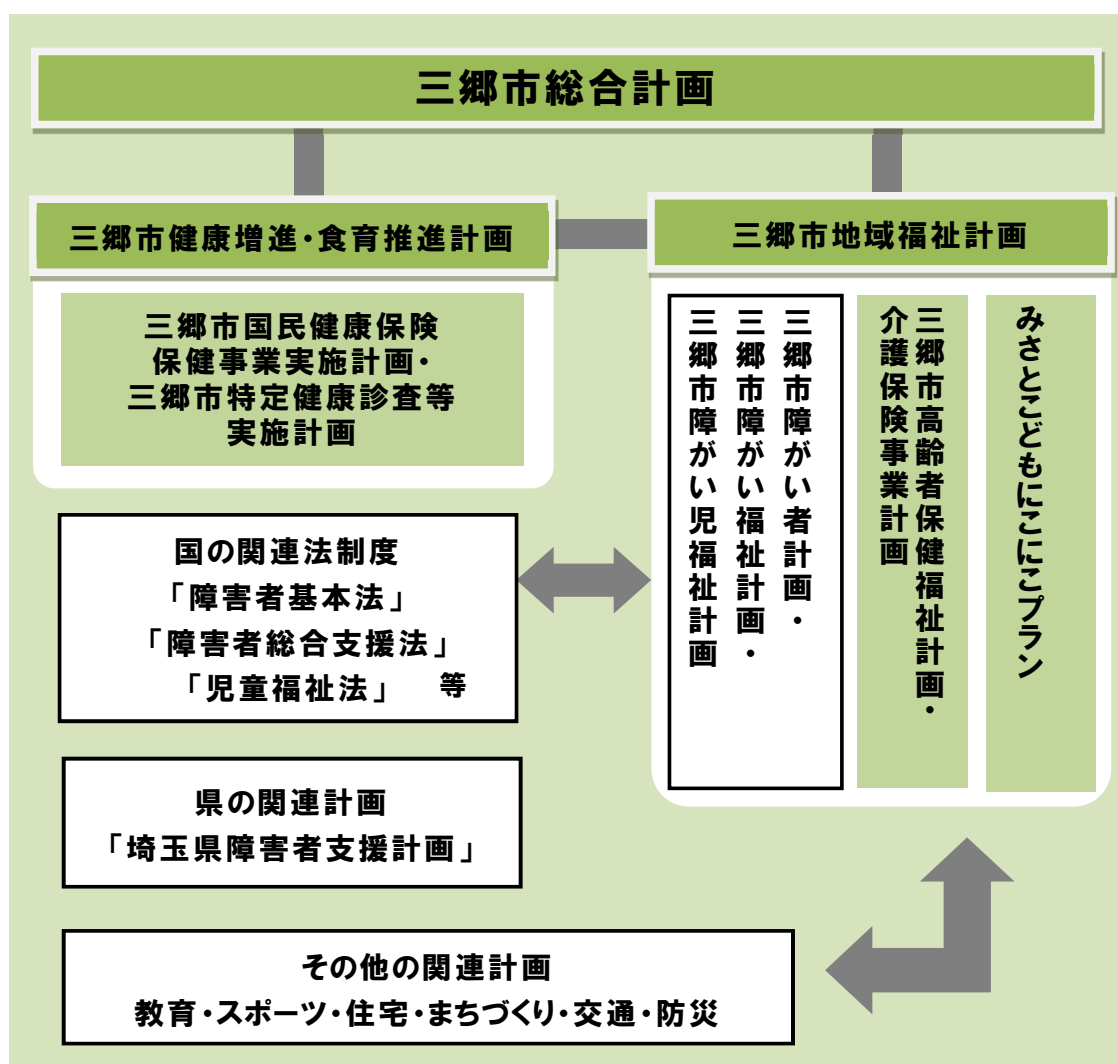
■ 「障害者文化芸術活動推進法」の成立と施行 ■

障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性・能力の発揮と社会参加の促進を図ることを目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（障害者文化芸術活動推進法）が平成30年6月に公布・施行されています。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、市における障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

また、『三郷市総合計画』の部門計画として位置づけるとともに、市の他の関連計画である『三郷市地域福祉計画』、『三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』、『みさとこどもにこにこプラン』、『三郷市健康増進・食育推進計画』などと相互に連携し、整合を図ります。また、国や県の動向、各種制度、関連法を踏まえたものとしします。



三郷市障がい者計画

○ 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定されるものです。
この計画は、市の障がい福祉施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

三郷市障がい福祉計画

○ 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定されるものです。指定障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。

三郷市障がい児福祉計画

○ 児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定されるものです。障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を明らかにするものです。

column

□ 「SDGs」

2015年（平成27年）9月の国連にて、2000年（平成12年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2030年までに持続可能でより良い社会を目指す国際社会の共通目標が採択されました。

正式名称は「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」で、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、17のゴール・169のターゲットから構成されています。目標3の「すべての人に健康と福祉を」や目標10「人や国の不平等をなくそう」が本計画との関連が深い項目となっています。



3 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、国の障がい者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象と範囲

この計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）の他、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

※発達障がい…

発達障がいとは、発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

※難病…

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象になりました。障害者総合支援法では、「治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの」と規定されています。

※高次脳機能障がい…

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態を意味します。身体的な障がいがない（もしくは軽い）にもかかわらず、「記憶障がい」「注意障がい」「遂行機能障がい」「社会的行動障がい」といった認知の障がいを持ち、日常生活や社会生活にうまく適応できないケースがあることから、近年、診断やリハビリテーション、生活支援などの充実が課題となっています。

なお、高次脳機能障がい者の方は、「器質性精神障害者」として、「精神障害者保健福祉手帳」及び「自立支援医療（精神通院医療）」等の制度を利用することができます。



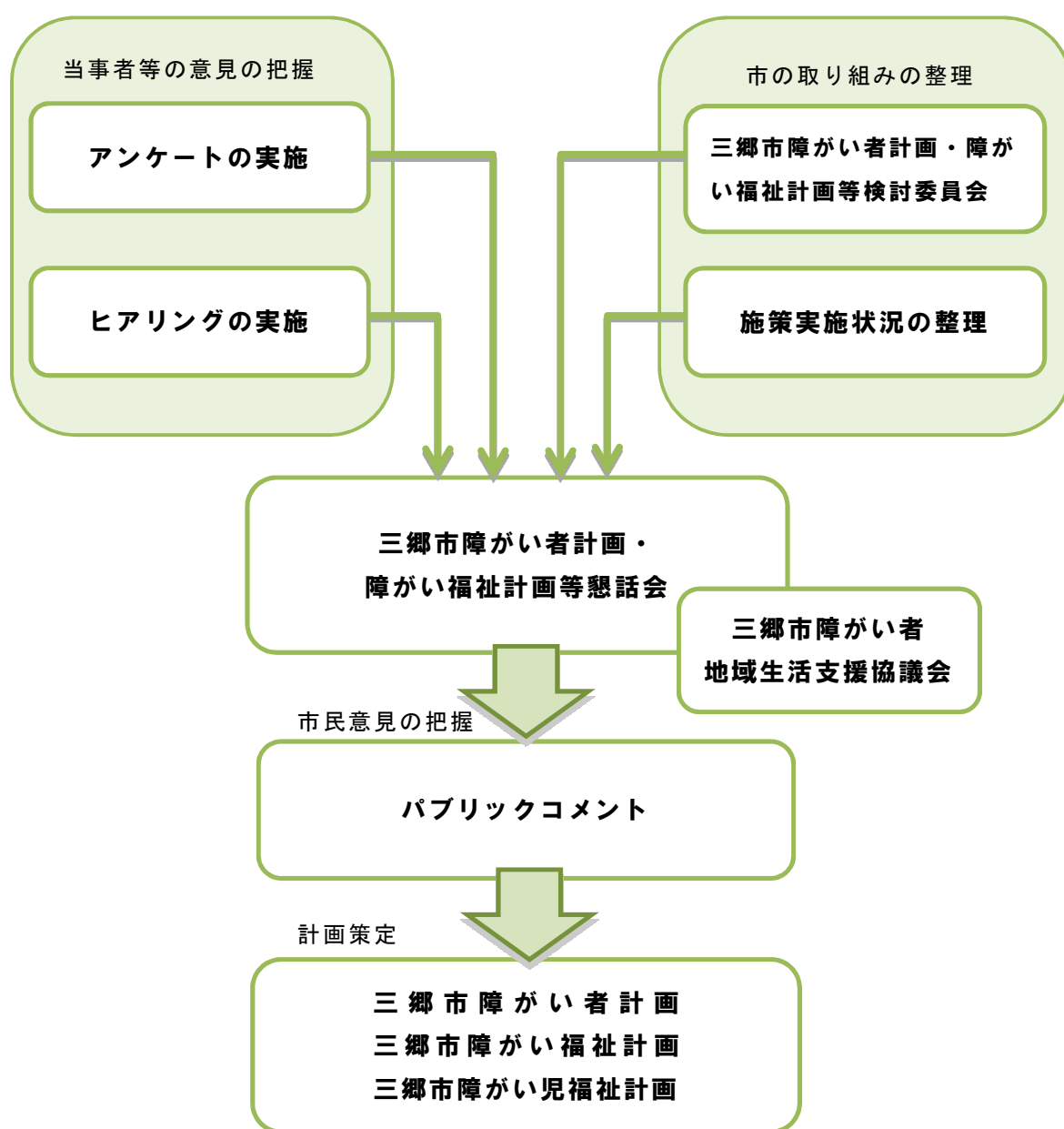
5 計画策定までの流れ

計画の策定に先立ち、実態調査としてアンケートやヒアリングを実施し、当事者や事業者の意見を把握しました。

アンケート結果や市の施策の実施状況等を基に、市の障がい者施策の推進について広く意見を求める場として「三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会」を設置し、今後の課題や取り組みの方向性についての意見をいただきました。

また、計画策定の過程で「パブリックコメント」を実施し、広く市民の意見を参考にして策定しました。

《計画策定までの流れ》



第2章 障がい者を取り巻く状況

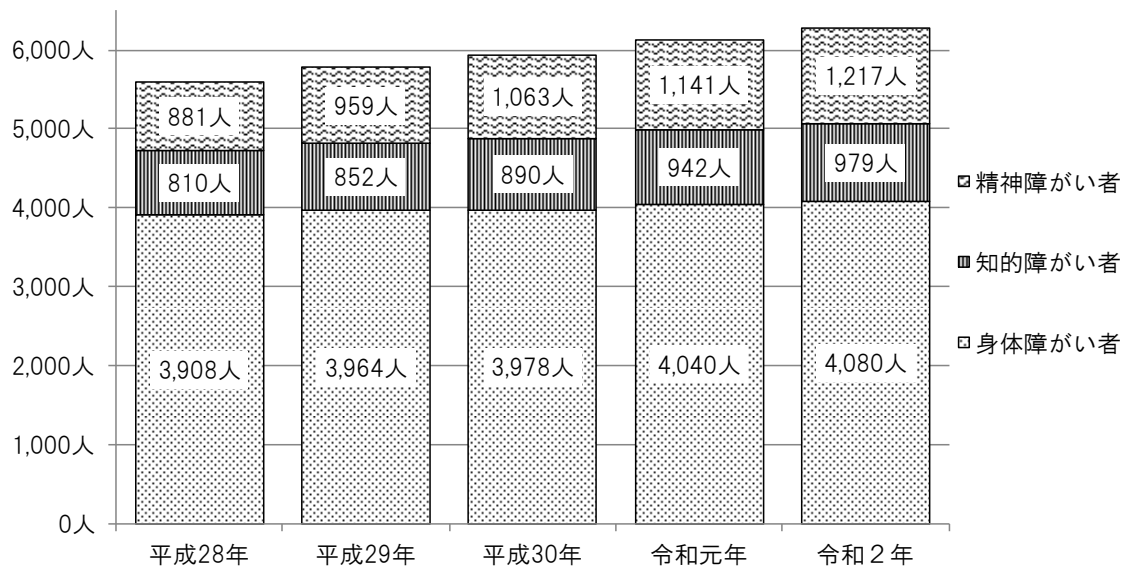
1 障がい者数等の推移

(1) 人口と障がい者数（手帳所持者数）

市の障害者手帳所持者数（令和2年4月1日現在）は全体で6,276人、その内訳は身体障がい者が4,080人、知的障がい者が979人、精神障がい者が1,217人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障がい者は2.86%、知的障がい者は0.68%、精神障がい者は0.85%となっています。各障がい者ともに年々増加する傾向が続いています。

障害者手帳所持者数の推移



(上段:人、下段:%)

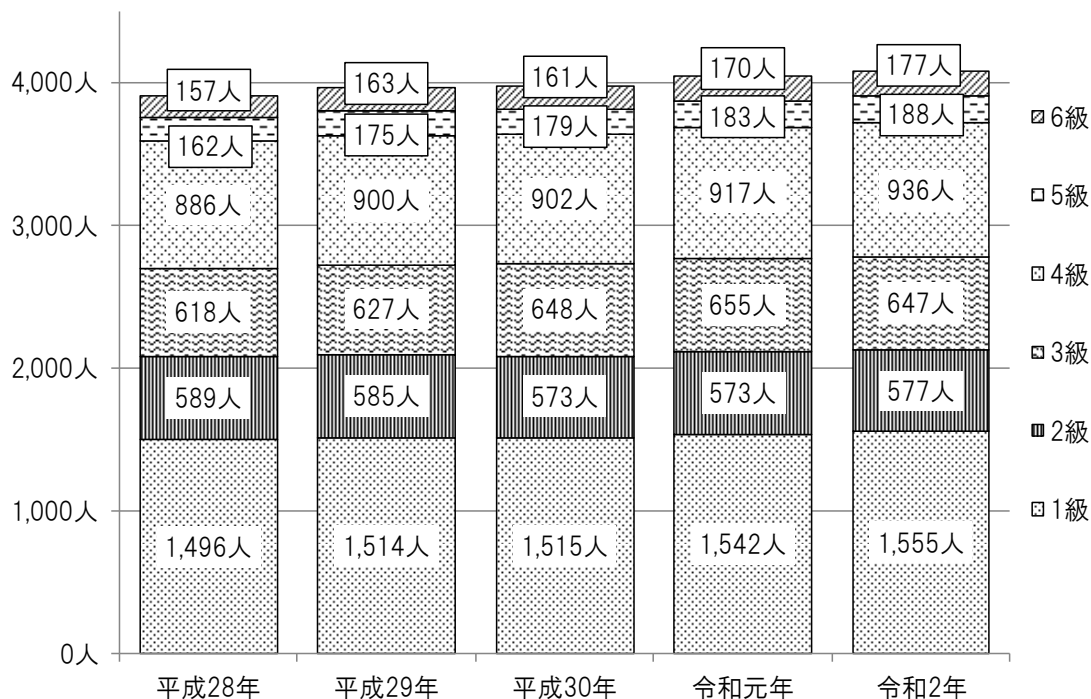
区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳所持者数	3,908	3,964	3,978	4,040	4,080
総人口比	2.83	2.84	2.82	2.84	2.86
療育手帳所持者数	810	852	890	942	979
総人口比	0.58	0.61	0.63	0.66	0.68
精神障害者保健福祉手帳所持者数	881	959	1,063	1,141	1,217
総人口比	0.63	0.69	0.75	0.80	0.85
合計	5,599	5,775	5,931	6,123	6,276
総人口	137,940	139,413	140,702	141,765	142,591
対総人口比	4.05	4.14	4.21	4.31	4.40

※各年4月1日現在、総人口は住民基本台帳人口。

(2) 身体障がい者

身体障がい者についてみると、令和2年4月1日現在の手帳所持者は4,080人となっています。障がいの程度別の状況は、1級が1,555人（全体の38.1%）で最も多く、次いで4級が936人（同22.9%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



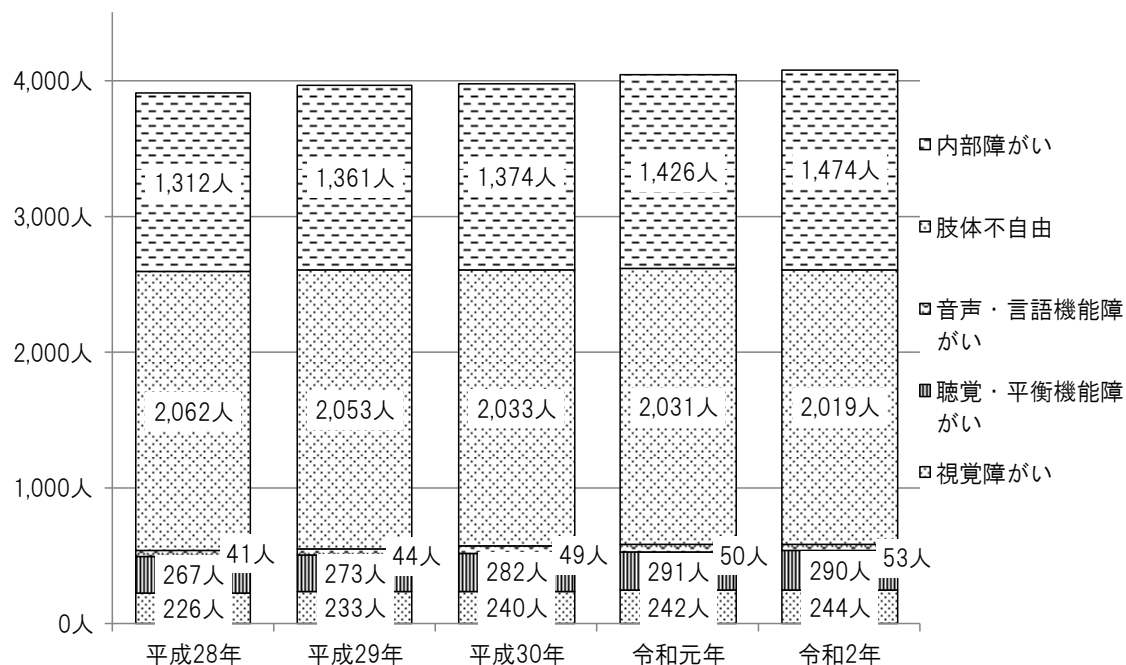
（上段:人、下段:%）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	1,496 38.3	1,514 38.2	1,515 38.0	1,542 38.1	1,555 38.1
2級	589 15.1	585 14.8	573 14.4	573 14.1	577 14.1
3級	618 15.8	627 15.8	648 16.2	655 16.2	647 15.8
4級	886 22.7	900 22.7	902 22.6	917 22.6	936 22.9
5級	162 4.2	175 4.4	179 4.4	183 4.5	188 4.6
6級	157 4.0	163 4.1	161 4.0	170 4.2	177 4.3
合計	3,908	3,964	3,978	4,040	4,080

※各年4月1日現在、下段は合計に対する割合。

障がい部位別の状況は、肢体不自由が 2,019 人（同 49.4%）を占め、次いで内部障がい 1,474 人（同 36.1%）、聴覚・平衡機能障がい 290 人（7.1%）、視覚障がい 244 人（同 5.9%）、音声・言語機能障がい 53 人（1.2%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



（上段:人、下段:%）

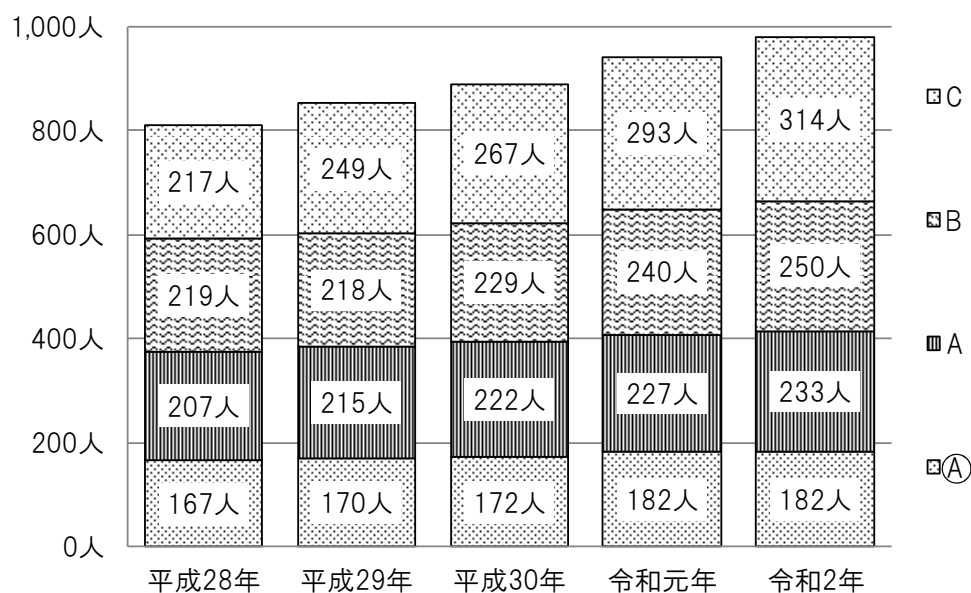
区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
視覚障がい	226 5.7	233 5.8	240 6.0	242 5.9	244 5.9
聴覚・平衡機能障がい	267 6.8	273 6.8	282 7.0	291 7.2	290 7.1
音声・言語機能障がい	41 1.0	44 1.1	49 1.2	50 1.2	53 1.2
肢体不自由	2,062 52.7	2,053 51.7	2,033 51.1	2,031 50.2	2,019 49.4
内部障がい	1,312 33.5	1,361 34.3	1,374 34.5	1,426 35.2	1,474 36.1
合計	3,908	3,964	3,978	4,040	4,080

※各年 4 月 1 日現在、下段は合計に対する割合。

(3) 知的障がい者

知的障がい者についてみると、令和2年4月1日現在の手帳所持者は979人となっています。手帳の等級別では、㊤が182人(全体の18.5%)、Aが233人(同23.7%)、Bが250人(同25.5%)、Cが314人(同32.0%)となっています。平成28年と比較するとCの占める割合が多くなっています。

療育手帳所持者数の推移(等級別)



(上段:人、下段:%)

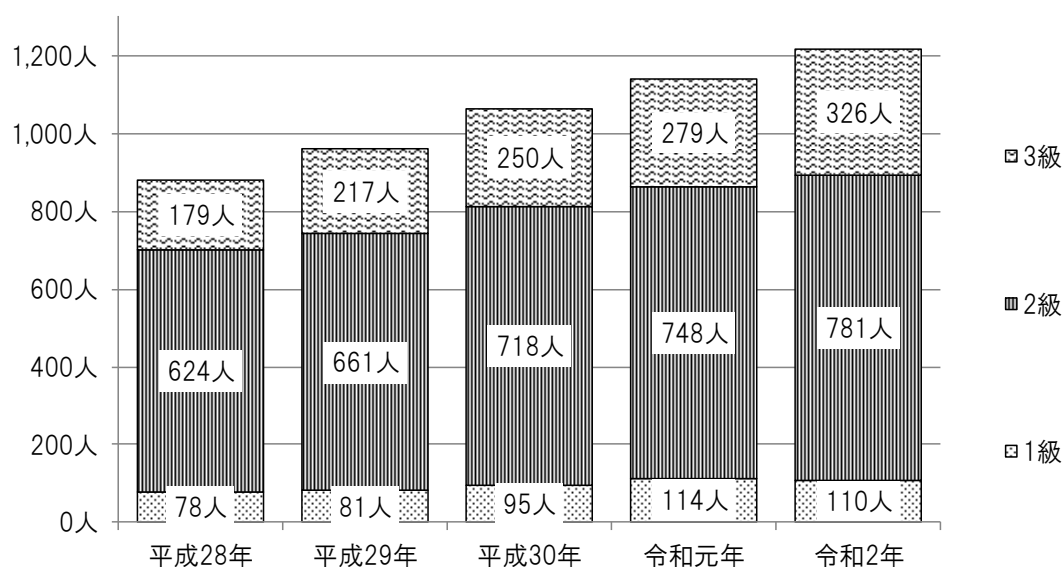
区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
㊤	167 20.6	170 19.9	172 19.3	182 19.3	182 18.5
A	207 25.5	215 25.2	222 24.9	227 24.0	233 23.7
B	219 27.0	218 25.5	229 25.7	240 25.4	250 25.5
C	217 26.7	249 29.2	267 30.0	293 31.1	314 32.0
合計	810	852	890	942	979

※各年4月1日現在、下段は合計に対する割合。

(4) 精神障がい者

精神障がい者についてみると、令和2年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,217人となっています。手帳の等級別では、2級が781人(全体の64.1%)で最も多く、3級が326人(同26.7%)、1級が110人(同9.0%)となっています。平成28年と比較すると3級の占める割合が多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



(上段:人、下段:%)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
1 級	78	81	95	114	110
	8.8	8.4	8.9	9.9	9.0
2 級	624	661	718	748	781
	70.8	68.9	67.5	65.5	64.1
3 級	179	217	250	279	326
	20.3	22.6	23.5	24.4	26.7
合計	881	959	1,063	1,141	1,217
医療費負担利用者	1,826	1,956	2,039	2,204	2,311

※各年4月1日現在、下段は合計に対する割合。医療費負担利用者は自立支援医療制度（精神通院医療）の利用者数。

※自立支援医療制度とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給するもの。

2 実態調査の結果

計画策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「三郷市障がい者福祉に関する実態調査」を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

調査実施概要

調査対象：令和2年7月現在で三郷市が援護の実施機関である身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者・自立支援医療（精神通院医療）適用者

調査方法：郵送法（郵送配布・郵送回収）

調査期間：令和2年8月3日（月）～8月21日（金）

発送数：3,400票

回収結果：有効回収数1,748票、有効回収率51.4%

（1）本人について

○年齢は、身体障がいでは「75歳以上」が4割台半ばを占め、知的障がいでは「6歳から11歳」が18.1%、精神障がいでは「50歳～64歳」が30.4%を占めています。

＜年齢＞ (%)

	回答者 総数	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 18歳	19～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 64歳	65～ 74歳	75歳 以上	無回 答
身体障害者手帳	1,157	1.0	1.2	1.0	1.4	2.2	4.7	13.6	29.4	44.7	0.9
療育手帳	299	6.4	18.1	16.1	17.4	17.1	15.4	5.4	1.3	1.7	1.3
精神障害者保健福祉手帳	299	0.0	1.3	1.3	7.0	17.1	26.4	30.4	10.0	5.0	1.3

○普段の生活の中で何らかの介助や支援を必要とする割合は、身体障がい（56.3%）、知的障がい（88.9%）、精神障がい（66.8%）となっています。

＜介助や支援の必要性＞ (%)

	全 体	身体障害者 手 帳	療育手帳	精神障害者保 健福祉手帳
必要な介助や支援がある	62.9	56.3	88.9	66.8
必要な介助や支援は特にない	32.3	38.8	10.4	26.8
無回答	4.8	4.9	0.7	6.4

(2) 保健・医療について

○医療機関受診の際に困ることは、いずれの障がい区分においても「特にない」という回答が最も多くなっています。次いで、身体障がい(9.3%)と精神障がい(19.4%)では、「医療費の負担が大きい」となっており、知的障がい(11.7%)では、「医療機関に関する情報が少ない」となっています。

＜医療機関受診の際に困ること＞

(左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
通院するときに付き添いをしてくれる人がいない	91	5.2	55	4.8	15	5.0	22	7.4
医療機関が身近にない	147	8.4	85	7.3	30	10.0	34	11.4
かかりつけ医がみつけれない	58	3.3	29	2.5	19	6.4	14	4.7
気軽に往診を頼める医師がいない	80	4.6	53	4.6	13	4.3	19	6.4
歯科診療を受けられない	63	3.6	40	3.5	10	3.3	12	4.0
医療費の負担が大きい	181	10.4	108	9.3	13	4.3	58	19.4
交通費の負担が大きい	174	10.0	101	8.7	16	5.4	56	18.7
夜間や休日に対応してくれる所がない	119	6.8	44	3.8	27	9.0	53	17.7
医療機関に関する情報が少ない	154	8.8	74	6.4	35	11.7	43	14.4
その他	74	4.2	35	3.0	22	7.4	19	6.4
特にない	902	51.6	638	55.1	160	53.5	106	35.5
無回答	207	11.8	145	12.5	29	9.7	32	10.7

(3) 相談や情報入手について

○困ったときや、相談したいことがあったときの相談先は、いずれの障がい区分でも「家族・親族」が4割以上となっています。身体障がい（21.9%）では、「ケアマネジャー」、知的障がい（24.7%）では、「市の福祉担当窓口」と「友人・仲間・近所の人」、精神障がい（36.8%）では、「病院等の医療機関」となっています。

<相談相手>

(左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
市の福祉担当窓口	322	18.4	188	16.2	74	24.7	70	23.4
障がい者就労支援センター	88	5.0	12	1.0	39	13.0	37	12.4
障がい者相談支援センター	105	6.0	39	3.4	28	9.4	42	14.0
子ども発達支援センター	26	1.5	2	0.2	23	7.7	0	0.0
児童相談所	6	0.3	0	0.0	6	2.0	0	0.0
社会福祉協議会	27	1.5	16	1.4	4	1.3	7	2.3
民生委員・児童委員	28	1.6	24	2.1	2	0.7	1	0.3
障がい者相談員	50	2.9	10	0.9	26	8.7	19	6.4
保育所・幼稚園	11	0.6	1	0.1	8	2.7	2	0.7
学校・教育相談室	63	3.6	14	1.2	51	17.1	3	1.0
児童発達支援	27	1.5	3	0.3	23	7.7	2	0.7
放課後等デイサービス	70	4.0	12	1.0	55	18.4	2	0.7
病院等の医療機関	395	22.6	232	20.1	58	19.4	110	36.8
通所福祉施設	86	4.9	26	2.2	43	14.4	18	6.0
入所福祉施設	59	3.4	29	2.5	13	4.3	15	5.0
ケアマネジャー	300	17.2	253	21.9	16	5.4	31	10.4
ホームヘルパー・カイトヘルパー	48	2.7	31	2.7	6	2.0	12	4.0
家族・親族	803	45.9	515	44.5	149	49.8	136	45.5
友人・仲間・近所の人	262	15.0	142	12.3	74	24.7	51	17.1
障がい者団体	31	1.8	12	1.0	15	5.0	5	1.7
SNS	31	1.8	10	0.9	7	2.3	15	5.0
その他	54	3.1	29	2.5	12	4.0	17	5.7
相談する相手がない	62	3.5	35	3.0	5	1.7	23	7.7
特に困っていることはない	199	11.4	170	14.7	19	6.4	9	3.0
無回答	90	5.1	71	6.1	9	3.0	11	3.7

○市の生活支援に関するサービスの情報が《得られている》（「十分得られている」と「必要なものは得られている」の計）は、身体障がい(44.0%)、知的障がい(45.9%)、精神障がい(33.8%)となっています。一方、《得られていない》（「あまり得られていない」と「まったく得られていない」の計）は、精神障がいで、3割台後半となっています。

＜市のサービス情報の充足度＞

(左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
十分得られている	124	7.1	86	7.4	22	7.4	18	6.0
必要なものは得られている	625	35.8	423	36.6	115	38.5	83	27.8
あまり得られていない	323	18.5	205	17.7	55	18.4	76	25.4
まったく得られていない	138	7.9	73	6.3	25	8.4	39	13.0
どちらともいえない	420	24.0	281	24.3	66	22.1	72	24.1
無回答	118	6.8	89	7.7	16	5.4	11	3.7

(4) 通園・通学について

○通園・通学する上で困っていることは、身体障がい(34.4%)では、「通うのが大変」、知的障がい(40.4%)では、「特に問題はない」となっています。精神障がい(22.2%)では、「障がいに応じた授業のサポートが不十分」、「生徒や職員の障がいへの理解が不十分」、「受け入れてくれる学校の数が少ない」、「特に問題ない」となっています。

＜通園・通学する上で困っていること＞ (左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
通うのが大変	25	18.7	11	34.4	18	17.3	0	0.0
障がいに応じた授業のサポートが不十分	20	14.9	4	12.5	15	14.4	2	22.2
段差やトイレなどの設備が不十分	3	2.2	2	6.3	2	1.9	1	11.1
園内・校内での介助が不十分	1	0.7	1	3.1	0	0.0	0	0.0
生徒や職員の障がいへの理解が不十分	15	11.2	3	9.4	11	10.6	2	22.2
受け入れてくれる学校の数が少ない	11	8.2	3	9.4	7	6.7	2	22.2
普通学級に入れない	5	3.7	2	6.3	3	2.9	1	11.1
教育や療育に関する情報が少ない	20	14.9	5	15.6	17	16.3	0	0.0
家族への支援が少ない	7	5.2	2	6.3	4	3.8	1	11.1
学校以外の相談先がない	10	7.5	2	6.3	8	7.7	1	11.1
その他	8	6.0	1	3.1	7	6.7	1	11.1
特に問題はない	52	38.8	8	25.0	42	40.4	2	22.2
無回答	11	8.2	4	12.5	9	8.7	1	11.1

(5) 就労について

○働く際にあるとよい支援は、身体障がい（42.2%）、精神障がい（52.9%）では、「仕事内容を調整してくれる支援」となっており、知的障がい（45.2%）では「ご本人に合った仕事を見つけるための支援」となっています。

<働く際に必要な支援>

(左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
仕事内容を調整してくれる支援 (障がいに合った仕事内容、勤務 日数や時間など)	105	45.7	43	42.2	18	42.9	45	52.9
職場の人に対して疾患や障がいについてきちんと説明してくれる支援	54	23.5	19	18.6	11	26.2	26	30.6
就労や生活に関する相談先がある	46	20.0	10	9.8	6	14.3	27	31.8
仕事に役立つ講習を受けるための支援 (ビジネスマナーやパソコン操作など)	20	8.7	5	4.9	3	7.1	10	11.8
ご本人に合った仕事を見つけるための支援 (仕事探しや会社訪問への同行など)	69	30.0	17	16.7	19	45.2	33	38.8
疾患や障がいの特性に合った職業訓練を受けるための支援	17	7.4	6	5.9	4	9.5	8	9.4
疾患や障がいのある人向けの求人情報の提供	48	20.9	26	25.5	3	7.1	18	21.2
就労先に出向いて来て、直接、作業のやり方について指導をしてくれる支援	31	13.5	6	5.9	13	31.0	13	15.3
その他	4	1.7	2	2.0	0	0.0	2	2.4
わからない	20	8.7	9	8.8	3	7.1	7	8.2
特になし	32	13.9	20	19.6	7	16.7	7	8.2
無回答	11	4.8	8	7.8	2	4.8	1	1.2

(6) 災害時の対応について

○家族の不在又は一人暮らしの場合で、災害時に一人で避難「できない」との回答は、身体障がい（36.4%）、精神障がい（23.1%）、知的障がい（56.5%）となっています。

<災害時の一人での避難>

(左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
できる	585	33.5	432	37.3	54	18.1	92	30.8
できない	652	37.3	421	36.4	169	56.5	69	23.1
わからない	377	21.6	205	17.7	61	20.4	116	38.8
無回答	134	7.7	99	8.6	15	5.0	22	7.4

○災害時にご本人を助けてくれる人が近所に「いない」との回答は、身体障がい（38.0%）、知的障がい（42.2%）、精神障がい（48.6%）となっています。

<災害時の避難支援者の有無>

(左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
いる	259	25.2	173	27.6	53	23.0	33	17.8
いない	408	39.7	238	38.0	97	42.2	90	48.6
わからない	323	31.4	195	31.2	67	29.1	57	30.8
無回答	39	3.8	20	3.2	13	5.7	5	2.7

(7) サービスの利用等について

○障害福祉サービスを「利用している」という回答は、知的障がい（57.5%）となっています。身体障がいと精神障がいでは、「利用していない」という回答が4割以上となっており、「利用している」を上回っています。

＜障害福祉サービスの利用状況＞

(左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
利用している	530	30.3	268	23.2	172	57.5	104	34.8
利用していない	897	51.3	653	56.4	97	32.4	144	48.2
わからない	123	7.0	78	6.7	14	4.7	31	10.4
無回答	198	11.3	158	13.7	16	5.4	20	6.7

○障害福祉サービスの利用の際に困ったり、不便だと思うことは、身体障がい（32.0%）、精神障がい（42.5%）では、「何が利用できるのかわからない」となっており、知的障がい（27.4%）では、「特にない」となっています。

＜サービスを利用する際に不便なこと＞

(左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
何が利用できるのかわからない	567	32.4	370	32.0	77	25.8	127	42.5
サービスの利用方法がわからない	338	19.3	226	19.5	45	15.1	71	23.7
利用したいサービスがない	80	4.6	39	3.4	19	6.4	22	7.4
利用できる回数や日数が少ない	80	4.6	47	4.1	24	8.0	17	5.7
サービスを利用するための手続きが大変	210	12.0	102	8.8	62	20.7	59	19.7
事業所の担当者が代わってしまう	63	3.6	30	2.6	19	6.4	21	7.0
自分に合う事業所が見つからない	78	4.5	36	3.1	22	7.4	24	8.0
他人を家に入れることに抵抗がある	138	7.9	66	5.7	30	10.0	47	15.7
サービスの質に不満がある	56	3.2	16	1.4	20	6.7	22	7.4
経済的負担が大きい	177	10.1	96	8.3	27	9.0	53	17.7
その他	50	2.9	14	1.2	23	7.7	13	4.3
特にない	453	25.9	314	27.1	82	27.4	55	18.4
無回答	385	22.0	298	25.8	38	12.7	45	15.1

(8) 権利擁護等について

○障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことが《ある》(「ある」と「少しある」の計)は、身体障がい(23.6%)、知的障がい(58.2%)、精神障がい(57.2%)となっています。

＜差別された経験＞ (左:人、右:%)

	全 体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
ない	961	55.0	748	64.6	105	35.1	104	34.8
ある	344	19.7	153	13.2	101	33.8	107	35.8
少しある	258	14.8	120	10.4	73	24.4	64	21.4
無回答	185	10.6	136	11.8	20	6.7	24	8.0

○障がい者に対する理解を深めるために今後力を入れるべきことは、知的障がいで「小・中学校での交流・共同学習を充実させる」(40.1%)、「ボランティアを育てる」(30.1%)、「福祉施設を地域に開かれたものにする」(29.8%)が他の障がいより多くなっています。

＜障がい者理解を深めるために重要なこと＞ (左:人、右:%)

	全 体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
スポーツやレクリエーション、文化活動などを通じて地域の人々と交流する	379	21.7	234	20.2	92	30.8	61	20.4
「障害者の日」などのイベントを充実させる	195	11.2	114	9.9	43	14.4	47	15.7
福祉講座や講演会などを開く	198	11.3	112	9.7	44	14.7	49	16.4
福祉施設を地域に開かれたものにする	383	21.9	231	20.0	89	29.8	72	24.1
小・中学校での交流・共同学習を充実させる	279	16.0	127	11.0	120	40.1	41	13.7
障がい者の活動を積極的にアピールする	253	14.5	139	12.0	71	23.7	51	17.1
ボランティアを育てる	336	19.2	190	16.4	90	30.1	65	21.7
障がい者本人が積極的にまちに出て、人との関わりを持つ	445	25.5	286	24.7	82	27.4	80	26.8
その他	155	8.9	82	7.1	28	9.4	43	14.4
無回答	468	26.8	370	32.0	38	12.7	52	17.4

(9) 将来の暮らしについて

○将来の暮らしの希望では、いずれの障がい区分でも「自宅で暮らしたい（家族と）」が最も多くとなっています。

＜将来の生活場所＞ (左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
自宅で暮らしたい（家族と）	900	51.5	649	56.1	131	43.8	130	43.5
自宅で暮らしたい（一人暮らし）	239	13.7	141	12.2	23	7.7	73	24.4
グループホームに入居したい	65	3.7	12	1.0	41	13.7	11	3.7
障がい者の施設に入りたい	52	3.0	31	2.7	24	8.0	4	1.3
高齢者の施設に入りたい	58	3.3	53	4.6	2	0.7	5	1.7
その他	34	1.9	16	1.4	3	1.0	12	4.0
わからない	246	14.1	138	11.9	57	19.1	47	15.7
無回答	154	8.8	117	10.1	18	6.0	17	5.7

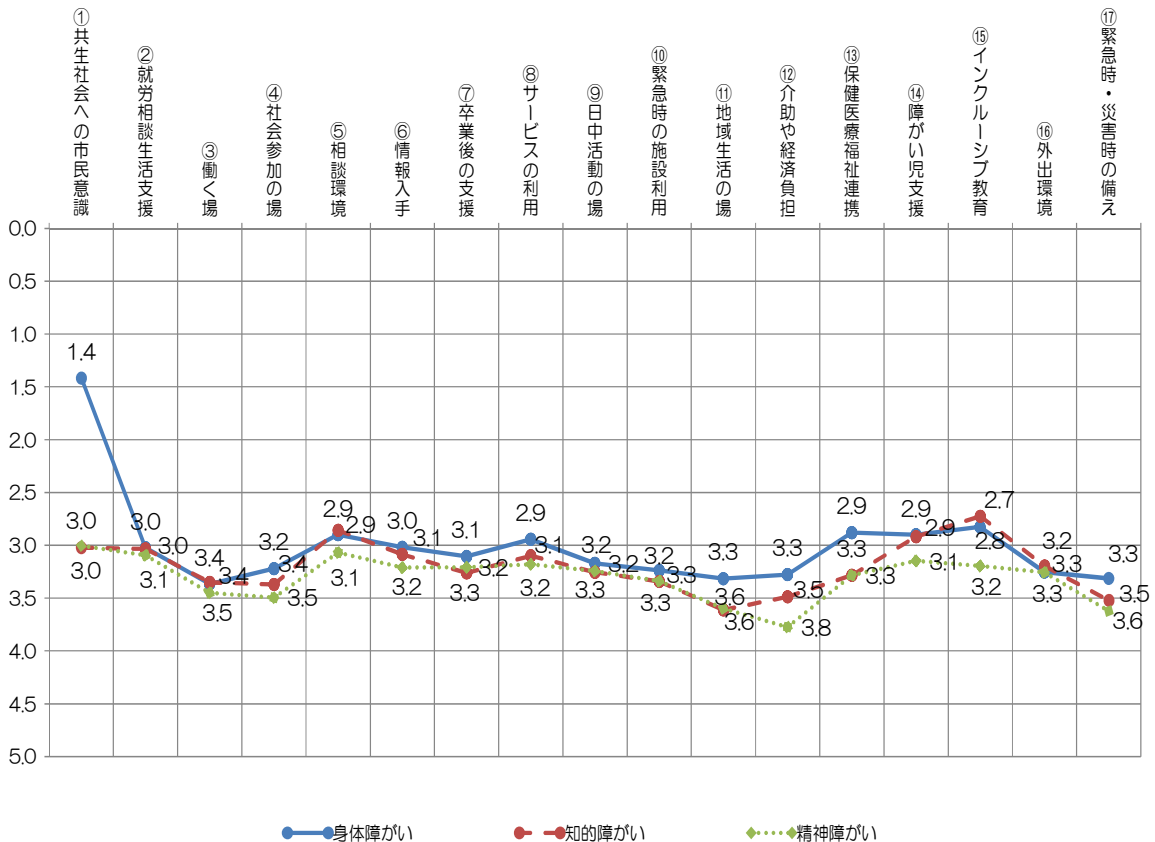
○将来にわたり地域で生活するためにあればよいと思う支援は、身体障がい（44.3%）では、「在宅で医療ケアなどを適切に受けるための支援」、知的障がい（51.5%）では、「就労する（就労し続ける）ための支援」、精神障がい（60.2%）では、「経済的な負担軽減のための支援」となっています。

＜地域生活を続けていくために必要なこと＞ (左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
在宅で医療ケアなどを適切に受けるための支援	652	37.3	513	44.3	57	19.1	90	30.1
障がい者に適した住居の確保のための支援	557	31.9	296	25.6	150	50.2	118	39.5
必要な在宅サービスを適切に利用するための支援	593	33.9	411	35.5	106	35.5	88	29.4
生活訓練等の充実のための支援	270	15.4	115	9.9	97	32.4	61	20.4
就労する（就労し続ける）ための支援	387	22.1	123	10.6	154	51.5	119	39.8
経済的な負担の軽減のための支援	755	43.2	439	37.9	147	49.2	180	60.2
友だちづくりの場の確保	320	18.3	147	12.7	107	35.8	73	24.4
相談対応等の充実	476	27.2	229	19.8	137	45.8	126	42.1
地域住民等の理解	354	20.3	148	12.8	135	45.2	83	27.8
その他	62	3.5	29	2.5	14	4.7	20	6.7
無回答	259	14.8	212	18.3	25	8.4	22	7.4

(10) 施策の評価

〇市の現在の福祉のまちづくりにおいて1を「最も進んでいる」とし、5段階で評価した結果、各障がいともに「⑪地域生活の場」、「⑫介助や経済負担」、「⑰緊急時・災害時の備え」についての評価が比較的に低くなっています。特に精神障がいでは、「⑫介助や経済負担」がすべての項目のなかで最も低くなっています。



〇総合的に見て、障がい者にとって暮らしやすいまちであるかについての評価では、《暮らしやすい》(「暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」の計)は、身体障がい(36.7%)、知的障がい(35.4%)、精神障がい(28.7%)となっています。いずれの障がい区分でも「どちらともいえない」という回答が4割を越え、最も多くなっています。

(左:人、右:%)

	全 体		身体障害者 手 帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人	%	人	%	人	%	人	%
暮らしやすい	159	9.1	109	9.4	24	8.0	21	7.0
どちらかという暮らしやすい	444	25.4	316	27.3	58	19.4	65	21.7
どちらともいえない	736	42.1	479	41.4	134	44.8	126	42.1
どちらかという暮らしにくい	172	9.8	99	8.6	42	14.0	42	14.0
暮らしにくい	109	6.2	56	4.8	25	8.4	28	9.4
無回答	128	7.3	98	8.5	16	5.4	17	5.7

3 ヒアリング調査の結果

障がい者に関わる事業所、関係団体等を対象として、ヒアリング調査を行いました。ヒアリング調査では以下のような課題が挙げられました。

ヒアリング調査実施概要

調査対象：相談支援事業、居宅介護、移動支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助、短期入所、地域活動支援センター、医療機関、介護関係機関、関係団体
調査期間：令和2年9月2日（水）～ 令和2年9月10日（木）

（1）サービス利用者への対応に関する課題

- 寝たきりの方や重度行動障がいのある方の受け入れ体制の確保。
- 障がい特性に応じた医療ケアを受けられる体制の確保。
- ご家族と支援者の意向が合致しない場合の対応。
- 支援を拒否する方への対応。
- 陽性症状（妄想・幻覚）が強く出ている方への対応。

（2）職員の人材確保に関する課題

- 相談支援専門員や就労継続支援、生活支援等の人材の不足。
- ヘルパー等の高齢化と若い人材の流出。
- 専門的な知識（介護保険と障害福祉サービスの両方の知識を持つケアマネージャー等）をもつ相談支援専門員の育成。

（3）運営に関する課題

- ニーズに対応するための資金の確保。
- 新型コロナウイルスの影響。

（4）他事業所・関係機関との連携に関する課題

- 生活支援では対応しきれない事案については、行政機関（障がい福祉担当、生活保護担当等）、障害福祉サービス事業所、介護関係機関等が情報交換を行い、連携を取りながら相互理解を深めていくことが必要。

4 施策の実施状況

(1) 施策の取り組み状況

前計画期間中（平成30年度～令和2年度）においては、主に以下の施策に取り組んできました。

前計画の取り組み①「自立と社会参加の支援体制づくり」

障がい者福祉についての講座を開催することにより啓発活動を行い、障がい者施設からの優先調達の推進、更生訓練費の支給等により就労の促進に取り組んできました。

- 障がい福祉ガイドブック、障がい者就労支援施設等事業所ガイドブック、広報紙、パンフレット等により、事業やサービス、施設、就労等の利用についての情報を提供してきました。
- 聴覚障がい者についての理解を促進する講演会、障害者差別解消法についての講演会等により、障がい福祉に対する企業及び市民の理解を深めました。
- 障がい者自発的活動支援事業費補助金制度を継続して実施することにより、障がい者団体やその家族等の自発的活動に対して支援を行いました。（高次脳機能障がい、知的障がい、身体障がい、精神障がい、難病等全て対象）
- 障がい福祉施設から優先的に物品の調達、役務の発注等について、全庁的に取り組みました。
- 更生訓練費の支給により、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業を利用する障がい者の働く意欲につなげることができました。
- 就労支援に関しては、障がい者就労支援センターが中心となり、職業相談、就職準備支援、職場開拓、実習の支援等を実施しました。また、事業主側の視点に立った雇用に関する支援も実施しました。
- 誰でもが安心して外出できるよう、支援が必要か外見上からわからない方にも対応可能な「ヘルプマーク」を配付しました。

※ 三郷市障がい者就労支援センター

三郷市内在住の障がいがあるかたの就労に関する相談を受け、そのかたに適した就労先などで「長く安定して働ける」ように支援を行っています。また、事業主からの障がいがあるかたの雇用に関する相談も受けています。

前計画の取り組み②「地域生活の支援基盤づくり」

障害福祉サービスや保健福祉サービスがより効果的で、利用しやすいものとなるよう、相談支援体制の強化等に取り組んできました。また、「三郷市こころつながる手話言語条例」のパンフレット内容を更新し、手話が言語であるという認識のもと、手話について周知を図りました。

- 障がいに関する相談支援を窓口・電話・訪問により実施し、障がい福祉相談支援センターと連携し、処遇困難なケースも効果的に支援を実施しています。また、相談者の家庭環境、背景などに考慮した対応を行っています。
- 介護保険との併用の相談も増えています。介護保険への移行後も安心して生活ができるように、障がい特性に応じたサービス（障害福祉サービス、地域生活支援事業）を進行性難病、高次脳機能障がい、精神障がいのかたなどにも提供してきました。
- 在宅サービス、各種経済的支援等を行いました。また、情報保障の観点からは、聴覚・言語障がい者ファックス給付、点字図書給付、手話通訳者等の育成、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を行っています。
- 障害者差別解消法の啓発のため、市職員に対して、障がいの理解を促進する研修を行いました。
- 「三郷市こころつながる手話言語条例」のパンフレットを作成し、手話は言語であり、市民が手話に親しんでもらうための聴覚障がい理解促進セミナーを開催しました。また手話通訳・要約筆記・磁気ループを準備し、誰でもが気軽に市主催の講演会等に参加できるようになりました。
- 「三郷市障がい者地域生活支援協議会」等で、事例検討、関係機関との協力連携、相談支援体制の振り返りを行い、支援体制の構築に活かしています。

前計画の取り組み③「教育体制づくり」

障がい児保育・療育・教育の充実とともに、生涯学習の充実に取り組んできました。

- 保健医療分野では、発達の遅れ等の二次相談の発達支援相談事業、障がいの早期発見の支援を行う母子保健指導体制の充実を図ってきました。
- 障がい児支援としては、障がい児通所訓練・療育指導、相談、保護者の相談支援等をしいのみ学園、子ども発達支援センター、教育委員会で連携をとりながら実施しています。
- 保育に関しては、障がいのある子ども、ない子どもも共に育つことができるよう統合保育を実施しています。教育面では、就学相談や教育相談による就学、学業、進路等についての相談を実施しています。
- 障がいの内容、種類、特性など、障がい福祉に関する市民の理解を深めるため、情報提供等周知を行いました。

前計画の取り組み④「安心して暮らせるまちづくり」

公共施設のバリアフリーの推進とともに、防災や災害時の体制強化に取り組んできました。

- 交通機関のバリアフリー化（情報のバリアフリー化、駅のエスカレーター・多機能トイレ設置）の推進、バス交通網整備、低床バス導入促進についての要望等、事業者との協議を実施し、改善に努めてきました。また、障がい者を含めた歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消や点字ブロック設置について改修を推進しています。
- 障がい者の住環境の整備として、重度障害者居宅改善設備費用の補助、住宅改修給付事業を行っています。
- 災害時の対策として、防災意識向上のための普及・啓発に努めるとともに、緊急通報受信システム、Net 119システムの導入及び火災警報器の給付を行っています。

(2) 障害福祉サービスの実施状況

前計画の障害福祉サービスの実施状況は以下の通りです。

①指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

（1か月あたり）

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	人	189	193	291	321	354	60.1%
生活介護	人	121	109	138	152	168	71.7%
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	3	4	5	25.0%
自立訓練（生活訓練）	人	5	4	5	6	7	66.6%
就労移行支援	人	54	64	65	72	80	88.8%
就労継続支援（A型）	人	67	69	83	92	102	75.0%
就労継続支援（B型）	人	120	118	149	164	181	71.9%
就労定着支援	人	3	10	10	12	15	83.3%
療養介護	人	20	21	31	35	39	60.0%
短期入所（福祉型）	人	26	30	60	66	73	45.4%
短期入所（医療型）	人	3	4	10	11	13	36.3%
自立生活援助	人	0	0	1	1	1	0.0%
共同生活援助（グループホーム）	人	95	103	121	134	148	76.8%
施設入所支援	人	83	83	107	118	130	70.3%
計画相談支援	人	741	735	897	988	1088	74.3%
地域移行支援	人	0	0	4	5	6	0.0%
地域定着支援	人	0	0	3	4	5	0.0%
児童発達支援	人	100	128	128	167	218	76.6%
医療型児童発達支援	人	0	0	1	1	2	0.0%
放課後等デイサービス	人	250	271	319	415	540	65.3%
保育所等訪問支援	人	2	1	2	3	4	33.3%
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	0.0%
障害児相談支援	人	221	235	200	230	260	102.1%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	1	0	1	1	100.0%

② 地域生活支援事業

(年あたり)

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	—	
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	—	
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	2	2	50.0%
	基幹型相談支援センター	有無	無	無	無	有	有	—
	基幹型相談支援センター等相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	—
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	有	有	—
成年後見制度利用支援事業	有無	23	23	28	30	32	76.6%	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	有	有	—	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業	人	849	600	852	937	1030	64.0%
	手話通訳者設置事業	人	3	3	3	3	3	100.0%
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	6	13	7	7	7	185.7%
	自立生活支援用具	件	28	7	20	25	30	28.0%
	在宅療養等支援用具	件	25	20	10	10	10	200.0%
	情報・意思疎通支援用具	件	14	14	19	19	19	73.6%
	排泄管理支援用具(月間件数)	件	2,933	3,154	2,250	2,300	2,350	137.1%
	居宅生活動作補助用具	件	1	3	3	2	2	150.0%
手話奉仕員養成研修事業	人	15	15	10	10	10	150.0%	
移動支援事業	人	220	247	203	209	215	118.1%	
地域活動支援センター(市内)	箇所	3	4	3	3	3	133.3%	
地域活動支援センター(市外)	箇所	5	4	4	4	4	100.0%	
訪問入浴サービス	人	17	21	15	16	17	131.2%	
更生訓練費	人	101	107	81	90	100	118.8%	

5 取り組むべき主な課題

これまでの取り組みが一定の成果を上げている一方、次のような残された課題や新たに取り組むべき課題も浮かび上がってきています。

1 自立と社会参加の支援について

- すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の一員として包み支え合う考えかた（ソーシャル・インクルージョン）の理解を深めていく必要があります。
- 障がい者差別解消に向けて企業や市民に対して継続した周知を行うことが課題です。
- 障がい者に対する差別が起こった際に適切に対応するための「三郷市障がい者差別解消支援地域協議会」を活用した仕組みづくりについて、再検討が必要です。
- 優先調達推進の周知強化と「三郷市障がい者就労施設等優先調達方針」を、より一層進める必要があります。とくに、定期的かつ継続的な発注につながる、役務等の開拓等を増やすことが課題です。
- 就労支援について、一人ひとりの希望に応じた就職を実現するために、雇用、福祉、教育、医療各分野が連携したネットワークが不可欠です。支援に際しては、病状や障がい特性、家庭環境を理解した上での助言など、単に就労という面に関してだけでなく、多くは生活上の支援の必要性が密接に関わっており、同時進行でさまざまな支援の実施が求められます。そのため、障がい者のニーズに対応した長期的な支援を総合的に行うには、各機関の適切な役割分担など、関係機関との継続した連携の充実が必要です。
- それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりを整備するため、就労移行支援事業などの推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めていきます。
- 高次脳機能障がいや若年性認知症、難病患者等が必要な介護保険サービスと障害福祉サービスが受けられるように、医療機関や介護保険担当課との協力体制の確立と情報交換を引き続き促進していく必要があります。
- 障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で暮らせるようになるため、「心のバリアフリー」への理解を深めていく必要があります。
- 「障がい者スポーツ」や「障がい者芸術展」等の催し物の他に、障がい者が参加しやすい市民講座・レクリエーション事業を充実し、障がいのある人もない人も同じステージで参加できる機会を増やしていく必要があります。

2 地域生活の支援基盤について

- 障がいのある人の重度化・高齢化と、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備を行い、定期的に評価と検討を行う必要があります。
- 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築する必要があります。
- 市内には短期入所を行う場所が少なく、緊急での利用が困難な場合があります。近隣市を含め近距離に対応可能な施設が複数あれば、保護者等の身体的・精神的負担が軽減されます。安心して在宅生活を続けていくためにも、対応施設の確保が課題です。
- 市内の通所事業所や共同生活援助事業所は少しずつ増えておりますが、身体障がい児者や医療的ケア児者の利用できる資源が少ないという問題があります。今後はどの地域に住んでいても、必要な社会サービスが利用できるようにしていくことが課題です。
- 社会資源の適切な利用のため、計画相談支援事業所の拡充が必要です。また、相談支援事業の充実のために、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う基幹相談支援センターの設置が必要です。
- 潜在化した困難事例や新たな課題に対応するため、アウトリーチの手法等が必要となっています。障がい福祉担当課、障害者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所との連携を密にし、相談事例の共有と解決に努める必要があります。その取り組みの中で、市職員も含め、相談支援に携わる者のスキル向上を図る必要があります。
- 高度化、多様化するニーズに適切に対応していくために、高次脳機能障がいの方、難病患者等の相談支援の促進、サービス利用に対する周知、強度行動障がい等の困難事例への対応について、今後も継続して推進していく必要があります。
- 高次脳機能障がいの方が、安心して地域で生活できるような支援策を検討する必要があります。
- 権利擁護を推進するとともに、障がい者への差別の解消、虐待防止に関する更なる周知、啓発が必要です。虐待への迅速な対応のための体制強化、一時保護施設の確保、障がい者差別解消支援地域協議会の運営による障がい者差別への迅速な対応が課題です。
- 医療機関や介護保険担当課と協同して、多様化する地域の課題に対応する必要があります。

3 療育支援や教育体制について

- 切れ目のない相談支援体制（療育→教育→日中活動・就労等）の構築が課題です。障がい児から青年期、そして壮年期、高齢者となってからも、支援が途切れることのない、連携した支援体制を構築していく必要があります。
- 放課後等デイサービスと学校との連携した支援体制の構築が課題です。
- 近年児童通所施設が急増しています。児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインの活用を促し、支援の質を保つ必要があります。
- 近年対象者が増加している発達障がいに対する相談支援や療育の実施、就学後や成人期の支援も課題です。
- 児童発達支援センターの機能を強化し、難聴児等の支援体制の強化を図る必要があります。また、ペアレント・プログラムの実施等を通じて、保護者の子育てに対する理解を深める必要があります。

4 安心して暮らせるまちづくりについて

- バリアフリーをより推進させ、誰もが外出しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 避難時の適応障がい（パニック障がい・対人恐怖等）に対する対応（避難行動中・避難所において）を検討する必要があります。
- 視覚障がい者への防災意識向上のための普及・啓発事業が必要です。
- 新型コロナウイルスをはじめとした感染症の予防と感染が拡大した場合を想定した対応の整備が必要です。

第3章 計画の理念と目標

1 計画の理念

共に生きる、
地域が支える、
共につくる

本市ではこれまでも、「共に生きる、地域が支える、共につくる」を基本理念として計画の推進を図ってきました。

共に生きる

障がいのある人が、その個性や生き方に合った、主体的に選択できる自立と社会参加が保障された社会をめざします。

地域が支える

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を踏まえて、障がいのある人の主体性と自立性を保障するため、地域の支援基盤の充実をめざします。

共につくる

個人の自立を支えるために、共に助け合い、市民と行政が協働して「自助・共助・公助」のバランスのとれたサービス提供体制づくりをめざします。

平成23年8月の障害者基本法改正で、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が規定されました。

市の基本理念の内容は、この改正障害者基本法の目的規定にも合致しています。本計画においても、これまでの取り組みを継承しつつさらなる施策展開を目指すことから、基本理念「共に生きる、地域が支える、共につくる」を継承し、計画の一層の推進を図ることとします。

2 計画の目標

「基本理念」の実現に向けて、次の4つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標

1

自立と社会参加の支援体制づくり

障がい者差別の解消に向けた啓発活動や地域において共に参加する機会の充実、雇用・就労への支援など、主体的な活動を支える取り組みを進めます。

2

地域生活支援の基盤づくり

福祉サービスの質の向上とともに、障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、手話が使用しやすい環境づくりなど、地域生活を支える基盤を強化します。

3

障がい児支援の体制づくり

「インクルーシブ教育」の推進とともに、乳幼児の療育支援から幼稚園・保育所・学校・卒業後のそれぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を構築・確立します。

4

安心して暮らせるまちづくり

建物・道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを進めます。また、消費者保護や災害時の避難支援の取り組みの強化など、「安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

※インクルーシブ教育

障がいのある・ないに関わらず、共に学ぶことができる教育。人間の多様性を尊重し、障がいのある人が排除されることなく、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える指導と個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育のこと。

3 施策の体系（計画の展開）

基本目標 1：自立と社会参加の支援体制づくり

主要課題

1 心のバリアフリーの推進	施策の方向
	(1) 啓発活動の充実
	(2) 交流活動の充実
	(3) ボランティア活動の支援
2 雇用・就労の促進	
	(1) 一般就労の促進
	(2) 福祉的就労の促進
3 スポーツ・文化・芸術活動の促進	
	(1) スポーツ活動の充実
	(2) 文化・芸術活動の充実

基本目標 2：地域生活支援の基盤づくり

主要課題

1 福祉施設・サービスの充実	施策の方向
	(1) 相談と情報提供体制の充実
	(2) 地域生活を支援するサービスの充実
	(3) 福祉施設サービスの充実
	(4) 生活基盤の整備
	(5) 経済的支援の充実
	(6) 権利擁護の推進
	(7) 情報のバリアフリー化の推進
2 保健・医療サービスの充実	
	(1) 保健・療養・相談等の支援の充実

基本目標 3：障がい児支援の体制づくり

主要課題

1 障がい児保育・療育・教育の充実	施策の方向
	(1) 早期発見・相談体制の充実
	(2) 障がい児保育・療育の充実
	(3) 教育の充実

基本目標 4：安心して暮らせるまちづくり

主要課題

1 福祉のまちづくりの推進	施策の方向
	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
	(2) 障がいのある人のための住宅の整備・充実
	(3) 移動の自由の確保
2 防災・防犯・感染症対策の推進	
	(1) 防災・災害時の対策の推進
	(2) 消費者保護と防犯体制確保の推進
	(3) 感染症対策の推進

第4章 施策の展開

基本
目標

1

自立と社会参加の支援体制づくり

主要課題1 心のバリアフリーの推進

施策の方向(1) 啓発活動の充実

施策名	内容	担当課
1 支援制度等の情報提供の充実	障がい福祉に関する制度改正や制度の案内等について、窓口での案内のほか、広報紙、ホームページ、パンフレット、「障がい福祉ガイドブック」等の配布を通じ、障害者手帳をお持ちの方のみならず、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等の方々に対し、支援制度等の情報提供を行います。	障がい福祉課
2 障害者差別解消法の推進	法の周知を図り、障がい者が地域で生活する上で、差別のない社会を目指します。 また、障がい者差別に対応できるよう、「障がい者差別解消支援地域協議会」等で協議を行います。	障がい福祉課
3 人権意識の普及・啓発	すべての市民に、障がいのある人への正しい理解や必要な配慮が浸透するよう啓発活動を行い、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現に努めます。	人権・男女共同参画課
4 障がい福祉についての講座の開催	障がい福祉への市民の理解を深めるために、各種の講演や講座の開催を検討します。今後も、三郷市障がい者地域生活支援協議会などと協働して、障がい者への理解を深めるための積極的な広報・啓発活動を推進します。	障がい福祉課
5 手話への理解促進と手話の普及	手話に対する理解、手話の普及を促進するために、手話講座等を開催します。	障がい福祉課

施策の方向（２）交流活動の充実

施策名	内 容	担当課
6 障がい者等の交流の場の充実	障がい児・者の日常的交流の場、福祉団体の活動の場として、「障がい者交流ルーム」の充実を図ります。	障がい福祉課
7 障がい福祉の情報発信と交流を図るふれあい広場の実施	障がいのある人もない人も共に支え合う豊かな社会づくりを目指し、年1回「三郷市ふれあい広場」として、市民の方との交流や障がい福祉への理解と関心を高める事業を実施します。	社会福祉協議会
8 交流及び共同学習の推進	市内に在住する埼玉県立特別支援学校に通う小・中学生が、それぞれ学区となる市内の小学校、中学校での支援籍学習を推進します。また、特別支援学級における適切な交流及び共同学習の推進を図ります。	指導課
9 交流活動の支援	市民が交流できる場として、瑞沼市民センター、世代交流館ふれあいパーク、地区文化センター、コミュニティセンター、ふれあい館、三郷中央におどりプラザ、ピアラシティ交流センターなどの施設を提供します。	市民活動支援課

策施の方向（３）ボランティア活動の支援

施策名	内 容	担当課
10 ボランティアセンターの運営	ボランティア・市民活動の推進・支援を目的とし、ボランティア活動に関する相談対応、広報・啓発、情報の収集と提供、講座や研修等を実施します。	社会福祉協議会
11 ボランティア活動普及事業	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして「彩の国ボランティア体験プログラム」事業を実施し、ボランティア活動の普及に努めます。	社会福祉協議会
12 社会福祉協力校及びボランティア推進校の指定	小学校及び中学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、福祉体験や交流、ボランティア学習等を行う学校を「社会福祉協力校」（小学校）、「ボランティア推進校」（中学校）に指定し、授業や行事等を通じて家庭や地域社会への「ノーマライゼーション」理念の普及と啓発に努めます。	社会福祉協議会

主要課題2 雇用・就労の促進

施策の方向(1) 一般就労の促進

施策名	内容	担当課
13 就労支援に関する情報の提供・相談事業	障がいのある人の就労支援に関する情報について提供し、関係機関との連携を図りながら相談に応じます。	障がい福祉課 商工観光課
14 障がい者雇用促進啓発活動	障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワークと協力して、障がい者雇用促進キャンペーンなどの啓発活動を実施します。	商工観光課
15 企業・公共機関等における障がい者雇用の促進	障がいのある人の職業的自立を図るため、企業・公共機関等における障がい者雇用を促進します。	障がい福祉課 商工観光課 人事課
16 就労支援ネットワークの維持・強化	三郷市障がい者就労支援センターを中心に、雇用・教育・福祉・医療等の関係機関によるネットワークのさらなる維持・強化を行います。	障がい福祉課
17 障がい者就労に関する啓発	広報紙等において三郷市障がい者就労支援センターについて周知を行います。また、「埼玉県東部障がい者ワークフェスタ」への参加を通じ、広く障がい者雇用への理解啓発を図ります。	障がい福祉課
18 就労相談	電話・来所・訪問などにより、①就労相談 ②就労能力等に関するアセスメント、就労準備 ③職場見学や職場実習の調整 ④求職支援 ⑤就職後の職場定着、職業生活の中で生じる課題に対するフォローアップ ⑥加齢に伴い職業能力が低下した方に対する就労継続支援事業への段階的な移行等について、関係機関と連携を図りながら、相談・支援を行います。	障がい福祉課
19 ステップアップ講座の実施	特別支援学校卒業生など新卒で就労した方を主な対象として、当講座を通じ、基礎的なビジネスマナーを学ぶ機会を提供します。	障がい福祉課
20 事業主への雇用相談支援	雇用を検討している事業主に対して、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、相談支援を行います。 また、登録者が長く安定した就労を実現できるよう、雇用している事業主からの職場で生じる様々な職業上の課題について関係機関と連携しながら、中立的な立場において相談支援を行います。	障がい福祉課

21 関係機関との連携	<p>就労移行支援事業所や特別支援学校など関係機関について、所属する方への十分なアセスメントを行っており、本人・保護者等との信頼関係を構築しているため、利用終了後、卒業後も連携した支援を行えるよう円滑な引き継ぎの実施など密接な関係を構築していきます。</p> <p>また、就労支援にあたっては、医療機関との連携が不可欠であるため、主治医への同行受診など連携を図っていきます。</p>	障がい福祉課
22 福祉施設から一般就労への移行等の推進	<p>それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりを整備するため、就労移行支援事業所等と連携し、福祉施設から一般就労への移行や定着を図っていきます。</p>	障がい福祉課

施策の方向（2）福祉的就労の促進

施策名	内容	担当課
23 障がい福祉施設からの優先調達の推進	<p>優先調達方針に沿って、障がい福祉施設からの物品調達等について、障がい福祉課のみならず、全庁へ周知を図り、各課より発注を進めております。</p> <p>優先調達をより推進するために、庁内各課への周知を図るとともに、優先的に発注してもらうよう、定期的に案内をしていきます。</p>	障がい福祉課
24 更生訓練費の支給	<p>「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援 A 型」施設を利用している障がいのある人に対し、訓練に要した交通費等の費用を支給します。</p>	障がい福祉課



主要課題3 スポーツ・文化・芸術活動の促進

施策の方向(1) スポーツ活動の充実

施策名	内容	担当課
25 スポーツ大会への参加促進	全国大会以上の参加について庁内各課と連携して支援し、また、市の事業としてのスポーツ・レクリエーション交流会等についての周知を支援し、参加者の増加を目指します。	障がい福祉課
26 スポーツ・レクリエーション活動への参加・充実	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加促進のため「三郷市障がい者スポーツ・レクリエーション交流会」を実施します。内容の充実を図るとともに、今後も積極的に周知活動を行い、事業を継続していきます。	スポーツ振興課

施策の方向(2) 文化・芸術活動の充実

施策名	内容	担当課
27 文化財・市史に関する講座の開催	障がいのある人も対象として、歴史講座等を開催します。	生涯学習課
28 「ふれあい作品展」の開催	高齢者及び障がいのある人が創作した作品の展示を行うことにより、創作意欲や生きがいを高め、社会参加を促進するとともに、地域住民の福祉に対する意識を高めることを目的に開催します。	社会福祉協議会
29 「市民文化祭」・「体験教室」等の開催	障がいのある人も対象として、文化・芸術の発表の場を提供するとともに、教室や講座を開きます。	市民活動支援課
30 生涯学習の推進	障がいのある人を含めた市民のさまざまな学習意欲に応えるため、各種講座や学級などの学習事業の充実を図ります。	生涯学習課



主要課題 1 福祉施設・サービスの充実

施策の方向 (1) 相談と情報提供体制の充実

施策名	内容	担当課
31 相談支援事業	窓口・電話・訪問などにより、市民から高齢者、障がいのある人などに関する保健福祉についての相談を総合的に受け、サービスの紹介や関係機関との連絡調整などを行います。また、相談支援センターと連携を取りながら、相談者のニーズに合わせた情報提供やサービスの実施を図ります。 障害者手帳に該当しないかたについても相談体制の充実を図り、関係機関との連携のもとにサービスの利用につなげていきます。	障がい福祉課
32 相談支援体制の強化	障害者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所との連携を密にし、相談事例の共有と解決に努めます。また、窓口対応に当たる障がい福祉担当課職員の、相談支援業務に関するスキル向上に努めます。	障がい福祉課
33 障害者手帳の活用 の促進	障害者手帳を取得することで障がいのある方がより多くの事業を利用できるようになるため、障害者手帳の取得と活用を促進します。利用可能な事業については、手帳取得時の説明に加え、ホームページでも周知・説明を行います。	障がい福祉課
34 高次脳機能障がい 者等への支援シス テムの構築	高次脳機能障がい等について理解が広まるよう、また地域の中で安心して生活できるよう、支援システムの構築・確立を目指します。	障がい福祉課
35 精神障がい者を含 む地域包括ケアシ ステムの推進	精神障がい者が地域で安定した、自分らしい暮らしをすることができるよう、「地域包括ケアシステム」の推進に努めます。	障がい福祉課
36 職員の障がいへの 理解	福祉サービスの向上を図るため、職員研修などの充実を図り、障がい福祉の相談を受ける場合の基礎知識や福祉サービスの内容の習得に努めます。 平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、市には「合理的配慮」を行うことが義務づけられたことを踏まえ、身体障がい者、知的障がい者など様々な障がい者への理解を深めることができるよう、庁内各課が協力し、研修を行います。	人事課 障がい福祉課

施策名	内 容	担当課
37 ふくし総合相談窓 口	平成 22 年 4 月から、福祉分野を中心とした市民からの相談に対して福祉サービスの案内や総合調整を行う窓口を設置しており、今後も、相談内容に応じて、福祉部関係各課や相談支援事業所等の関係機関と連携を取りながら相談に対応していきます。	ふくし総合支援課
38 生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に、「自立相談支援事業」の実施、「住居確保給付金」の支給、その他の支援を行います。	ふくし総合支援課
39 広報音訳CD「声のたより」事業	視覚障がい者に、広報みさと・議会だより・社協だより等の社会生活に必要な情報等を収録したCDの配付を行うことにより、視覚障がい者の福祉増進を図ることを目的として実施します。	社会福祉協議会



施策の方向（２）地域生活を支援するサービスの充実

施策名	内 容	担当課
40 障害福祉サービスの充実	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業について、ニーズの把握と適切な提供体制の確保、質の向上に努めます。また、計画相談支援の充実と、相談支援体制の強化に努めます。	障がい福祉課
41 ワークセンターしいの木	就労継続支援B型事業所として、常に事業内容を見直ししながら、安定した運営に努めます。	障がい福祉課
42 さつき学園の安定運営	生活介護事業所として、常に事業内容を見直しながら、安定した運営に努めます。	障がい福祉課
43 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）	日常生活を営むのに支障がある知的障がい者、精神障がい者、高齢者等に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう、援助します。	社会福祉協議会
44 地域活動支援センターの充実	より多くの障がい者が気軽に通えるよう、「地域活動支援センター」の適切な運営を進めます。	障がい福祉課
45 在宅心身障がい児者の介護者支援の充実	障がい児者の保護者等の休息や疾病、冠婚葬祭等の理由で障がい児者を介護等することができない場合の支援の充実を図ります。 また、「医療的ケア」を必要とする在宅の重症心身障がい児を介助する家族の精神的、身体的負担を軽減するため、受け入れた短期入所施設等に対して補助を行います。	障がい福祉課
46 補装具の交付・修理	身体障がい児者の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業等を容易にするため、補装具の給付・交付と修理を行います。	障がい福祉課
47 車いすの貸し出し	障がい児者に対して、一時的に使用するための車いすを無料で貸し出します。	障がい福祉課
48 配食サービス	食事の支度が困難な障がいのある人に対して、「配食サービス」を実施します。	障がい福祉課
49 訪問理美容サービス事業	重度身体障がい児者の家庭を訪問して、理美容サービスを行います。	障がい福祉課

施策の方向（3）施設福祉サービスの充実

施策名	内 容	担当課
50 通所施設及び短期 入所施設の確保	身体障がい児者や、重症心身障がい児者、医療的ケア児者が通所できる施設が少ないことから、新規事業開設予定者等にその設置についての依頼を行い、設置しやすい環境整備を進めるよう努めます。また、各事業者等と短期入所の必要性・重要度を共有し、事業の実施、展開を働きかけます。併せて、緊急時に利用できる施設の確保のため、施設との連携を強化していきます。	障がい福祉課
51 施設職員への支援	「三郷市障がい者地域生活支援協議会」と協力し、市内施設に勤務する職員対象の研修会等によるスキルアップや職員同士のつながりの場を提供していきます。	障がい福祉課

施策の方向（4）生活基盤の整備

施策名	内 容	担当課
52 グループホームへの 支援	ある程度の自活能力があり数人での生活を営むことができる人を対象として、地域社会における自立を支援するために設置されているグループホームに対して、運営補助を行います。	障がい福祉課
53 グループホームの 設置促進	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が利用するグループホームを確保するため、都市計画・開発担当課との協議、情報共有により、可能な限り市内に設置しやすくするべく、環境整備に努めていきます。 また、国や県からの設置に関する有益な情報等を、迅速に関係機関・団体に提供します。	障がい福祉課



施策の方向（５）経済的支援の充実

施策名	内 容	担当課
54 各種手当の支給	<p>療育支援や重度の障がい支援として、各種手当を支給します。国や県の動向および経済状況の変化を勘案しながら、円滑な運用に努めます。</p> <p>【 特別児童扶養手当 】 知的または身体に障がいのある 20 歳未満の子どもを家庭で養育している方に、支給します。</p> <p>【 障害児福祉手当 】 20 歳未満の在宅重度障がい者に、重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図るために手当を支給します。</p> <p>【 在宅重度心身障害者手当 】 市内に住んでいる重度心身障がい者の経済的、精神的負担の軽減を図る目的で、障がい者本人に手当を支給します。</p> <p>【 特別障害者手当 】 20 歳以上で、日常生活において常時特別な介護を要する、在宅の重度障がい者に、手当を支給します。</p>	障がい福祉課
	<p>【 児童扶養手当 】 父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、父または母に一定の障がいがある子どもを育てている方に対し、手当を支給します。</p>	子ども支援課
55 自立支援医療費 （精神通院医療・更生医療・育成医療）	指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の自己負担が原則 1 割となります。	障がい福祉課
56 重度心身障害者医療費の助成	心身障がい児者の一部が医療を受ける際の医療保険の自己負担分（家族療養付加金を除く）を助成します。	障がい福祉課
57 ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭や父子家庭、または親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭または父（母）に一定の障がいがある家庭の方に対し、医療を受ける際の保険診療の自己負担分（高額療養費・付加給付金を除く）を助成します。	子ども支援課
58 難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。	障がい福祉課
59 福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成制度	在宅の重度障がい者の社会参加の促進や日常生活援助のために、福祉タクシー利用料金または自動車燃料費のどちらか一方を支給します。	障がい福祉課

施策名	内 容	担当課
60 心身障害者扶養共済制度	障がいのある人の保護者が死亡または重度の障がいの状態になった場合、その障がい者に年金を支給し、生活の安定および将来に対する保護者の不安の軽減を図ります。	障がい福祉課
61 有料道路における障害者割引制度	身体障害者手帳・療育手帳所持者及び障がい者と同一世帯の方に対して、道路通行料の割引を行います。	障がい福祉課
62 重度障害者居宅改善設備費の補助	下肢、体幹機能障がいがある重度身体障がい児者の方の住んでいる居宅の玄関、トイレ、浴室等を生活しやすいように改造する場合に、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
63 自動車改造費の補助	運転免許証を所持している障がい者が、運転を容易にするために自動車を改造する場合、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
64 運転免許取得費用の補助	障がい者が、普通自動車運転免許を取得する場合、取得費用の一部を補助します。	障がい福祉課
65 民営バス運賃の割引	障がい者等が民営バスを利用する場合、運賃の割引を継続して行うよう、事業者に要請します。	都市デザイン課

施策の方向（6）権利擁護の推進

施策名	内 容	担当課
66 成年後見制度利用支援事業	身寄りのない重度の知的障がい者または精神障がい者に対し、市長申立てによる「成年後見人」の選任と、必要に応じて成年後見人に対する活動報酬の助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。	障がい福祉課
67 虐待防止の取り組みの推進	各種の機関と連携を図りながら、市民などへの普及・啓発活動を推進するとともに、早期発見・早期対応を図ります。24時間365日対応可能な「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」について、広く市民などに周知する取り組みを推進します。 また、障がい者虐待の防止や、養護者による虐待を受けた障がい者の保護および養護者に対する支援を行うために、警察、消防、相談支援センター等、市内の関係各機関と連携し、協力体制の強化を進めます。	障がい福祉課

施策の方向（7）情報のバリアフリー化の推進

施策名	内 容	担当課
68 点字図書等給付事業	視覚障がい者に点字図書の給付を行うことにより、視覚障がい者の点字図書による情報の入手を容易にするようにします。申請・給付件数が少ないため、周知に努めます。また、利用しやすい機器、制度となるよう、改めて内容を検討していきます。	障がい福祉課
69 手話通訳者等の育成	市民に対して「手話講座」を開催します。また、登録手話通訳者に対して研修を開催して手話通訳者のレベルアップを図り、聴覚・言語障がい者のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課
70 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業	聴覚障がい者に対して「手話通訳者」を、聴覚または音声・言語機能障がい者に対して「要約筆記者」を、日常生活上必要となる場面に派遣します。	障がい福祉課
71 難聴者・聞こえに不安のある方への支援	市が主催するイベントや講演会等において、聴覚障がい者だけでなく、難聴者等にも講演内容が分かるような配慮（要約筆記・ヒアリンググループの設置）に努めます。また、難聴者・中途失聴者向けの手話講座を開催し、交流の場をつくれます。	障がい福祉課
72 聴覚障がい者への情報保障	聞こえに不安のある方を含めた聴覚障がい者に対して、手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ等の情報を伝える手段の充実を図ります。	障がい福祉課
73 読書環境の整備	障がいがあるなどによりそのままでは活字を読むことが難しい方への図書館の読書環境の整備・充実と、障がいのある方への図書館資料の充実と周知に努めます。 視覚障がいの方へ録音図書（DAISY）、点字図書、大活字本などの貸し出しや対面朗読を実施します。	日本一の読書のまち推進課
74 意思疎通支援の推進	意思疎通の支援について、関係機関等と検討していきます。	障がい福祉課

主要課題2 保健・医療サービスの充実

施策の方向(1) 保健・療養・相談等の支援の充実

施策名	内容	担当課
75 介護保険との連携の強化	<p>高齢期の障がい者が増加傾向にあるため、介護保険への移行、介護保険との併用についてケアマネジャー等と連携し、サービスの調整に努めます。</p> <p>また、65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症、脳卒中等による「高次脳機能障がい」についても、介護サービスの他に雇用継続に関する支援や障害福祉サービスの活用も含め、関連する部署と連携して、本人や家族に対する相談体制・支援体制の一層の強化、整備・充実を図ります。</p>	障がい福祉課 介護保険課
76 健康診査事業	<p>生活習慣病の早期発見や適切な指導を行うため、「特定健康診査」をはじめとした各種健康診査および各種がん検診を実施します。</p> <p>受診しやすい環境づくりの一環として、土日実施医療機関の案内、集団健診日における「レディースデー」の設定等を行います。また、41歳（年度年齢）の方に乳がん検診、21歳（年度年齢）の方に子宮頸がん検診の無料クーポン券を配付します。市民が自らの健康づくりの一環として健（検）診を役立てていけるよう、受診率の向上を図ります。</p>	健康推進課
77 子育て支援ステーション事業	<p>安心して妊娠、出産、育児をすることができるよう妊娠期から子育て期に渡るまでの総合相談窓口として、助産師、保健師、保育士が各種相談に応じるとともに、子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供を行います。また、医療・福祉・地域と連携し、切れ目のない支援体制を構築・確立します。</p>	子ども支援課



主要課題 1 障がい児保育・療育・教育の充実

施策の方向 (1) 早期発見・相談体制の充実

施策名	内容	担当課
78 母子健康診査事業	<p>妊産婦および乳幼児の疾病や異常の早期発見、健康の保持・増進と健全育成を図るため、母子の健康診査（妊婦健康診査・乳幼児健康診査）や保健指導による育児支援を行います。転入者チェックを毎月実施し、乳幼児健康診査の受診へつながるようにします。</p> <p>また、健診医により「要受診」と判定された方が医療機関等へ受診行動を図れるよう、引き続き電話や手紙による受診勧奨を行っていきます。子育てに困りごとのある親子を把握し、育児が孤立しないよう支援していきます。</p>	健康推進課 子ども支援課
79 発達ふれあい相談事業	<p>発達の遅れなどの二次相談事業（小児科専門医の相談、作業療法士や心理士による専門相談、保健師による保健指導）を実施します。発育や発達の経過観察者については、「発達ふれあい相談」、医療機関や療育機関の連携など、継続的な相談システムづくりを推進していきます。</p> <p>今後も、関係機関と連携を図りながら、発育や発達に関する相談の質的向上と総合的な支援を続けていきます。</p>	健康推進課
80 母子保健指導体制の充実	<p>妊産婦および乳幼児の疾病などの予防や障がいの早期発見の支援として、保健師・栄養士による訪問指導、電話相談、来所相談を行います。今後も、養育上の支援が必要な家庭に早期に関わりが持てるよう取り組んでいき、保健的支援や指導体制の充実を目指します。</p>	健康推進課
81 母子保健推進チーム会議の開催	<p>妊産婦および乳幼児の疾病などの予防や健康管理に関する相談に十分対応できるよう、母子保健推進チーム会議を開催します。今後も、「母子保健計画」の評価及び見直しや、母子保健の情報交換、個々の母子保健サービスの調整に関することを協議していきます。</p>	健康推進課

施策の方向（2）障がい児保育・療育の充実

施策名	内 容	担当課
82 就学前通所機能訓練	「しいのみ学園」で障がい児の通所を通しての機能訓練、療育指導と保護者への相談支援を行い、子どもの発達と障がいについての正しい理解を図ります。	子ども支援課
83 子ども発達支援センター事業	子どもの発達に関する相談と療育指導、保護者の相談支援を行います。療育指導については、しいのみ学園と連携を取りながら行います。また、作業療法士、心理士、言語聴覚士などの専門職による療育指導、相談の体制の充実や、保育所、幼稚園等への訪問・連携の強化に取り組みます。 発達に心配のある保護者の方に、適切に対応できるよう、相談体制を整えます。 また、子どもの発達を総合的に支援できるよう、関係機関の連携をより充実させるように努めます。	子ども支援課
84 統合保育の推進	障がいのある子どもとない子どもが共に育つことができるよう、公立保育所で統合保育を実施します。	すこやか課
85 児童通所サービス事業	「児童発達支援」により未就学児に対して療育の場を提供します。 「放課後等デイサービス」により、就学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中における活動の場と生活能力向上のための訓練等を提供します。	障がい福祉課



施策の方向（3）教育の充実

施策名	内 容	担当課
86 就学相談	「発達支援センター」や「しいのみ学園」、幼稚園、保育所等との連携を図り、就学に向けてより適した就学先の決定ができるよう支援を進めます。 また、就学相談がしやすい相談体制を整え、「就学支援委員会」を定期的を開催します。	指導課
87 教育相談	小・中学生及びその保護者を対象に、学校生活や子育て、発達に関する相談等を行います。また、「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」を配置し、より相談しやすい体制を整えられるように努めます。	指導課
88 福祉体験学習事業	小・中学校における「総合的な学習の時間」を中心に、より体験的な学習を行い、福祉についての理解を深めるよう推進します。	指導課
89 通級指導教室の整備・充実	通常学級で学習している難聴・言語障がいや発達障がい・情緒障がい等、特別な支援が必要な子どもが通える「通級指導教室」の充実を目指します。	指導課
90 特別支援教育の充実	市内小・中学生、未就学児のニーズに合わせて特別支援学級の増設、新設を進め、学区の学校で特別支援教育が受けられる環境を整えます。 通常学級に在籍する支援が必要な小・中学生に対しても適切な対応ができるよう、今後も関係機関との連携を図り、特別支援教育を推進していきます。	指導課



主要課題1 「福祉のまちづくり」の推進

施策の方向(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

施策名	内容	担当課
91 埼玉県福祉のまちづくり条例	高齢者、障がい者をはじめ不特定多数の利用する建築物を「生活関連施設」といいます。一定規模以上の該当物件を建築する場合、工事着手の30日前までに市を経由して知事へ届出を行い、だれでも利用しやすい施設の整備促進の為、整備項目を設けて遵守する必要があります。	開発指導課
92 歩道段差解消事業の推進	障がいのある人を含めた歩行者の安全性向上のため、歩道の段差解消や視覚障がい者用誘導ブロック(点字ブロック)の敷設などの改修を進めていきます。	道路河川課
93 公園施設の整備	障がいのある人が快適かつ安全に公園を利用できるように、トイレの改修、多機能トイレの設置などの整備を進めていきます。	みどり公園課
94 公共施設改修の整備	既存の公共施設については、障がいのある人も利用しやすいよう、オストメイト対応の多機能トイレを設置するなど改善に努めていきます。また、新たに公共施設を建設する際には、ユニバーサルデザインの観点から整備を進めていきます。	各公共施設担当課
95 放置自転車対策事業	障がいのある人を含めた歩行者の通行の妨げとなる自転車の放置防止のため、啓発活動を進めるとともに、「放置禁止区域」内の放置自転車などの整理を進めます。	生活安全課

施策の方向(2) 障がいのある人のための住宅の整備・充実

施策名	内容	担当課
96 重度障害者居宅改善設備費用の補助(「62」再掲)	下肢、体幹機能障がいがある重度身体障がい児者の方の住んでいる居宅の玄関、トイレ、浴室等を生活しやすいように改造する場合に、その費用の一部を補助します。	障がい福祉課
97 住宅改修給付事業	在宅の重度の身体障がい児者に対し、現在居住する住宅の設備改善をするための助成を行います。(下肢または体幹機能障がい等の障がい児者で程度が3級以上の方が対象となります。)	障がい福祉課

施策の方向（3）移動の自由の確保

施策名	内 容	担当課
98 交通機関バリアフリー化の推進	障がいのある人等が安心して利用できる駅にするため、多機能トイレ、エスカレーター及びホームドア等の設置を要望していきます。	都市デザイン課
99 バス交通網の整備	障がいのある人等“交通弱者”の日常生活における移動手段を確保するため、事業者へバス交通網の整備・改善を要請します。	都市デザイン課
100 低床バスの導入促進	安心して利用できるバスとするため、バス事業者へ低床バスの導入を要請していきます。	都市デザイン課



主要課題2 防災・防犯・感染症対策の推進

施策の方向(1) 防災・災害時の対策の推進

施策名	内容	担当課
101 聴覚障がい者等からの緊急通報受信	ファクシミリの活用や「NET119緊急通報システム」の運用により、聴覚や言語等に障がいのある人が火災や救急等の緊急時に通報できるようにします。	消防本部指令課
102 防災計画の推進	障がいのある人の災害時の安全を確保するため、「三郷市地域防災計画」に基づき、避難場所の確保などに努めます。身の安全を確保するための災害種別ごとの避難行動について、指定する避難場所への避難にとらわれることなく、障がい担当部署及び関係機関へ助言します。	危機管理防災課
103 防災マニュアルの作成支援	緊急時に、障がいのある人などの「災害時要配慮者」への支援や救助が円滑に行われるよう、支援母体等への「防災マニュアル」等の作成支援を行います。支援母体となる関係機関や団体との連携を含め、市マニュアルとの整合が図られるよう、障がい者担当部署を通じて支援します。	危機管理防災課
104 障がい者向け水害ハザードマップの作成	既存の「水害ハザードマップ」について、視覚障がい者に対応したマップの作成に努めます。ニーズや作成手法など、障がいのある人の担当部署や関係機関からの助言を求めつつ作成します。	危機管理防災課
105 障がい者の防災訓練への参加の促進	災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加を促進します。地域の防災訓練等、身近な訓練への参加が促進されるよう、「自主防災組織」への働きかけを進めます。	危機管理防災課
106 災害時避難行動要支援者支援体制の整備	市の「避難行動要支援者支援制度」を基に、自主防災会や町会、自治会などを中心とした自主的な防災活動を促進し、緊急時における障がいのある人の避難支援体制の整備を図ります。	障がい福祉課 ふくし総合支援課 長寿いきがい課 危機管理防災課
107 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の推進	地域防災計画に記載されている障がい福祉施設等の「要配慮者利用施設」について、洪水時の避難確保計画の作成を推進します。また、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施を推進します。	危機管理防災課
108 防災意識の普及・啓発	防災訓練や各種パンフレットを通じて、防災意識の向上に努めます。また、各種イベントや地域での講演などの広報・啓発を行います。	危機管理防災課
109 救急医療情報キットの配布	かかりつけ医療機関、持病、その他救急医療時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配布することにより、安全と安心の確保を図ります。	障がい福祉課

施策の方向（２）消費者保護と防犯体制確保の推進

施策名	内 容	担当課
110 消費生活相談の実施	消費生活センターでは、複雑・多様化する消費者取引や悪質商法によるトラブルなど、消費生活に関する困りごとに消費生活相談員が助言・斡旋を行います。電話での相談も受け付けます。	生活安全課
111 防犯に関する啓発等	犯罪被害に遭わないようにするため、注意喚起のキャンペーンを展開するとともに、パンフレット等により防犯に関する情報を市民に広く周知します。また、「防犯ステーション」では、地域住民と協力して、パトロール強化を進めます。	生活安全課
112 消費生活に関する出前講座	消費者の自立支援、消費者被害の防止等のため、市内の町会、自治会、学校、福祉施設、市民団体等へ講師を無料で派遣します。（※講座のテーマは開催希望者が設定できます）	生活安全課

施策の方向（３）感染症対策の推進

施策名	内 容	担当課
113 感染症予防の徹底	事業所における利用者や従業員等の健康管理、手洗いやマスクの着用などの感染症予防について、助言や支援を行います。また、感染症予防策を徹底したうえで直接の介護がされるよう、適宜助言をしていきます。	障がい福祉課
114 継続したサービス利用への支援	障がい福祉サービスは、感染症予防策を講じた上で、事業の継続が求められています。新型コロナウイルス感染症予防のため、通所サービスの利用が困難な障がい児者に対して、事業所による訪問や電話・メール等による代替サービス提供について、柔軟に対応します。	障がい福祉課
115 遠隔手話通訳による支援	感染症予防のため、ICT（情報通信技術）を活用し、病院等における手話通訳では、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳による支援を行います。	障がい福祉課



第5章 障がい福祉サービスの推進

1 令和5年度の目標値

地域生活移行や就労支援という重点課題に関し、国・県の考え方にに基づき、計画期間最終年度の令和5年度を目標年度として、次のような目標値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	単位	目標	目標の考え方
地域生活移行者数	人	6	令和元年度末時点の施設入所者数(84人)のうち6%以上

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	単位	目標	目標の考え方
地域生活支援拠点の整備数	箇所	1	各市町村または圏域に少なくとも1つ以上確保
運用状況の検証・検討実施回数	回	1	年1回以上実施

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	単位	目標	目標の考え方
一般就労移行者数	人	28	令和元年度の一般就労移行者数(22人)の1.27倍以上
(就労移行支援事業) 一般就労移行者数	人	26	(就労移行支援事業) 令和元年度の一般就労移行者数(20人)の1.30倍以上
(就労継続支援A型) 一般就労移行者数	人	2	(就労継続支援A型) 令和元年度の一般就労移行者数(1人)の1.26倍以上
(就労継続支援B型) 一般就労移行者数	人	2	(就労継続支援B型) 令和元年度の一般就労移行者数(1人)の1.23倍以上

項目	単位	目標	目標の考え方
(就労移行支援事業所等) 一般就労移行者数のうち就労定着 支援事業利用者数	人	21	令和5年度一般就労移行者数(30人)の7割以上
就労定着支援事業所数	箇所	1	令和5年度末までの就労定着支援事業所数
就労定着率8割以上の就労移行支援事業所数	箇所	1	令和5年度末時点の就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合(%)

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	単位	目標	目標の考え方
児童発達支援センターの設置数	箇所	1	市町村で少なくとも1つ設置 (圏域での設置可)
保育所等訪問支援の体制の構築	有無	有	構築(圏域での設置可)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	箇所	1	市町村で少なくとも1つ設置 (圏域での設置可)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	箇所	1	市町村で少なくとも1つ設置 (圏域での設置可)
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有無	有	市町村で設置 (都道府県が関与したうえでの圏域での設置可)
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有無	有	市町村で配置 (都道府県が関与したうえでの圏域での配置可)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	単位	目標	目標の考え方
専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保	有無	有	各市町村で体制を確保 (圏域での確保可)

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る

体制の構築

項目	単位	目標	目標の考え方
障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	有無	有	各市町村で検証を行っていくことが望ましい
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有無	有	各市町村で体制を構築

2 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

< サービスの概要 >

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就労移行支援	人	13	12	20
就労継続支援A型	人	0	1	1
就労継続支援B型	人	0	0	1

【見込み量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人	20	23	26
就労継続支援A型	人	1	2	2
就労継続支援B型	人	1	2	2

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人の就労に向けて、事業者などと連携していきます。

見込み量の単位の定義について

「時間」……………月間のサービス提供時間

「人日分」……………「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

「人分」……………月間の利用人数

「人」……………平均的な1か月間における利用実人数

※特に注釈が無い限りこの定義となります。

(2) 訪問系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、家事、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時の同行、移動に必要な情報提供などの、移動の援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間	3,426	3,802	4,368
	人	257	189	193

【見込み量】

種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間	4,600	4,700	4,800
	人	210	220	230

【見込み量の確保に向けて】

住み慣れた地域で生活が継続できるように、サービスに対する情報提供の充実に努めます。また事業者の参入を促進するとともに質の向上も働きかけます。

(3) 日中活動系サービス

① 生活介護

< サービスの概要 >

サービス名	内容
生活介護	日中、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活介護	人日分	2,136	2,262	2,701
	人	115	121	146

【見込み量】

種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人日分	2,900	3,200	3,500
	人	165	180	195

【見込み量の確保に向けて】

事業者などと連携を図りながら、活動の場を確保するとともに、障がい特性に応じた支援の提供に努めます。

② 自立訓練

< サービスの概要 >

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	17	22	4
	人	3	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	53	89	78
	人	5	5	4

【見込み量】

種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	15	20	25
	人	3	4	5
自立訓練（生活訓練）	人日分	80	100	100
	人	5	6	6

【見込み量の確保に向けて】

身体障がい者（高次脳機能障害や若年性認知症を含む）を対象として、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

③ 就労移行支援・就労継続支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就労移行支援	人日分	563	815	933
	人	35	54	64
就労継続支援A型	人日分	1,013	1,216	1,286
	人	58	67	69
就労継続支援B型	人日分	2,032	2,042	1,951
	人	114	120	118

【見込み量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日分	1,020	1,020	1,020
	人	70	70	70
就労継続支援A型	人日分	1,350	1,400	1,450
	人	73	76	80
就労継続支援B型	人日分	2,050	2,000	1,950
	人	123	120	117

【見込み量の確保に向けて】

障がい者の就労及び就労の場の提供に向けて、事業者などと連携を図りながら、就労支援事業所の整備を図ります。

④ 就労定着支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
就労定着支援 (平成30年創設)	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けての必要となる支援を行います。

【見込み量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人	14	16	18

【見込み量の確保に向けて】

企業や関係機関等と連携を図りながら、就労定着に向けた支援を行います。

⑤ 療養介護

< サービスの概要 >

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
療養介護	人	24	20	21

【見込み量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	21	22	23

【見込み量の確保に向けて】

病院や事業者などとサービス利用について連携していきます。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

< サービスの概要 >

サービス名	内容
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
短期入所（福祉型）	人日分	229	241	279
	人	52	26	30
短期入所（医療型）	人日分	8	10	13
	人	8	3	4

【見込み量】

種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所（福祉型）	人日分	305	310	315
	人	36	38	40
短期入所（医療型）	人日分	15	15	15
	人	5	5	5

【見込み量の確保に向けて】

既存施設などと協議して、ショートステイの実施、展開を働きかけます。

(4) 居住系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
自立生活援助 (平成30年創設)	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活介護 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。
地域生活支援拠点等の設置箇所数	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制の整備を進めます。
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助	人	113	95	103
施設入所支援	人	91	83	83
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	0	0
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	回	0	0	0

【見込み量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	2	5
共同生活援助	人	115	120	125
施設入所支援	人	95	100	105
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	1	1	1
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	回	1	1	1

【見込み量の確保に向けて】

住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう、民間事業所などにグループホームの設置を働きかけるなど施設を増やすことを検討します。

(5) 相談支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活の準備を支援します。
地域定着支援	単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人に対して、安定した地域生活のための相談支援を行います。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画相談支援	人	478	741	735
地域移行支援	人	1	0	0
地域定着支援	人	2	0	0

【見込み量】

種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人	755	760	765
地域移行支援	人	3	3	3
地域定着支援	人	3	3	3

【見込み量の確保に向けて】

全ての計画相談支援対象者が適切なサービスを受けられるよう、計画相談支援事業所の整備を進めるとともに、施設入所者または精神科病院に入院している障がい者の地域移行について、地域での協力等の連絡体制を確保していきます。



(6) 児童発達支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
【障害児通所支援】 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
【障害児通所支援】 医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
【障害児通所支援】 放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
【障害児通所支援】 保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
【障害児通所支援】 居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。
障害児相談支援	障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置をします。

< 現状の推移 >

種類	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童発達支援	人日分	1,173	1,004	1,083
	人	111	100	128
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	3,739	3,236	3,464
	人	249	250	271
保育所等訪問支援	人日分	1	9	1
	人	2	2	1
障害児相談支援	人	167	221	235
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

【見込み量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分	1,110	1,120	1,130
	人	132	134	136
医療型児童発達支援	人日分	20	30	50
	人	2	3	5
放課後等デイサービス	人日分	3,700	3,800	3,900
	人	290	300	310
保育所等訪問支援	人日分	15	20	25
	人	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人日分	20	30	50
	人	2	3	5
障害児相談支援	人	260	270	280
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	2	2

【見込み量の確保に向けて】

重症心身障がい児が通所可能な児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所数の増加に向けて、既存の事業所に受け入れについて協力を働きかける等をしていきます。

(7) 発達障がい等に対する支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
ペアレントトレーニング等の実施	保護者が、子育てや療育に臨む自信を持たせることを目標とするペアレントトレーニングの支援プログラム等を行います。

【見込み量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	15	20
ペアレントメンターの人数	人	2	4	6
ピアサポートの活動への参加者人数	人	3	5	10

【見込み量の確保に向けて】

ペアレントトレーニングの実施等に向けて、関係部署や子ども発達支援センターと連携していきます。

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

< サービスの概要 >

サービス名	内容
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

【見込み量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	回	5	5	5
協議の場への関係者の参加者数	人	6	7	8
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有無	有	有	有
	回	2	2	2
精神障害者の地域移行支援	人	2	2	2
精神障害者の地域定着支援	人	2	2	2
精神障害者の共同生活援助	人	7	10	12
精神障害者の自立生活援助	人	3	5	7

【見込み量の確保に向けて】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係部署や関係機関等と協議等を行ってまいります。

(9) 相談支援体制の充実・強化等

< サービスの概要 >

サービス名	内容
相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を構築します。

【見込み量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有無	有	有	有
相談支援事業者に対する指導・助言件数	件	5	5	5
人材育成の支援件数	件	5	5	5
連携強化の取組の実施回数	回	6	6	6

※1年間の回数・人数

【見込み量の確保に向けて】

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置や相談支援に関して指導的役割を担う主任相談支援専門員の確保について検討します。

(10) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

< サービスの概要 >

サービス名	内容
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

【見込み量】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修への参加人数	人	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制(有無)	有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	回	1	1	1

※1年間の回数・人数

3 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

【見込み量の確保に向けて】

「聴覚障がい理解促進セミナー」を始めとした、障がいの内容・特性等を知るイベント、講演会等を継続して行い、地域住民の理解を深めるとともに、障がいのある人、ない人が等しく共生し、参加できる社会の実現を図ります。

また、ヘルプカード、ハートプラスマークの普及を図りながら、障がいの特性や必要な配慮等に関する理解を促進していきます。

② 自発的活動支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

【見込み量の確保に向けて】

高次脳機能障がい者・心身障がい児者等の家族会、当事者団体の活動を支援するために「三郷市障がい者自発的活動支援事業補助金」制度を継続していきます。

③ 相談支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	有	有

【見込み量の確保に向けて】

市民一人ひとりが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	26	28	30

【見込み量の確保に向けて】

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談・支援に応じていきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有

【見込み量の確保に向けて】

地域の実態把握に努め、法人後見に関する検討会、研修等を実施しながら、後見業務を適正に行える法人の確保に向けて体制強化を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	900	950	1,000
手話通訳者設置事業	人	3	3	3

【見込み量の確保に向けて】

今後も継続して手話通訳士等を障がい福祉課に配置し、派遣事業の推進を図っていきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業（年間件数）				
介護・訓練支援用具	件	20	25	30
自立生活支援用具	件	12	14	16
在宅療養等支援用具	件	23	24	25
情報・意思疎通支援用具	件	20	25	30
排泄管理支援用具 （月間件数）	件	284	300	309
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	5	5	5

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、より利用の推進を図るため周知に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	15	15	15

【見込み量の確保に向けて】

手話表現技術の習得を促進し、聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援の充実に努めます。又、奉仕員からステップアップし、通訳者になる講習課程を設定するなど、意思疎通支援事業全体の底上げ、充実を一体的に行います。

⑨ 移動支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	260	265	270
	時間	21,100	21,500	22,000

【見込み量の確保に向けて】

障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいを持って生活できるよう、移動支援の充実に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
地域活動支援センター	<p><基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。</p>

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター (市内)	箇所	4	4	4
	人	100	110	120
地域活動支援センター (市外)	箇所	4	3	3
	人	6	5	5

【見込み量の確保に向けて】

より多くの障がい者が気軽に通えるよう、また健全な運営のため運営費などの助成を行います。

⑪ 訪問入浴サービス

< 事業の概要 >

事業名	内容
訪問入浴サービス (任意事業)	家庭での入浴が困難な重度心身障がい児者に巡回入浴サービスを実施します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人	23	24	25

【見込み量の確保に向けて】

引き続き重度の障がいのある人の福祉の向上と介護者の負担の軽減を図るためにサービスを実施します。

⑫ 更生訓練費

< 事業の概要 >

事業名	内容
更生訓練費 (任意事業)	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型施設を利用している障がいのある人に対し、交通費等の訓練に要した費用を支給します。

【見込み量】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費	人	115	120	125

【見込み量の確保に向けて】

事業所とも協力し、対象者に対して制度の周知、申請・請求の手続きについて支援を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進のために

(1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がいの当事者、障がい者支援施設、学識経験者、市民等の様々な立場からの参画を得て開催されている三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

また「三郷市障がい者地域生活支援協議会」とも連携を図っていきます。

■三郷市障がい者地域生活支援協議会の活動■

「障害者総合支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「協議会」が位置づけられています。

市においては、「三郷市障がい者地域生活支援協議会」として設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築、個別の困難事例への対応の在り方、市内の資源の開発・改善、当事者参画など、地域におけるさまざまな課題について検討しています。また、協議会の中には、「権利擁護部会」「子育て支援専門部会」「精神専門部会」「日中活動部会」「相談支援部会」「コミュニケーション推進部会」の各専門部会が設けられています。

(3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい、高齢者、児童、保健、都市計画や道路整備、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(4) 持続可能な制度の構築

社会保障制度全体がその持続可能性を追求して見直しが行われている中、市の障がい福祉施策も例外ではありません。今後見込まれる障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも安定的にサービスを提供していくために、人材や財源の確保策を含め、関連するサービス全体を検証していきます。

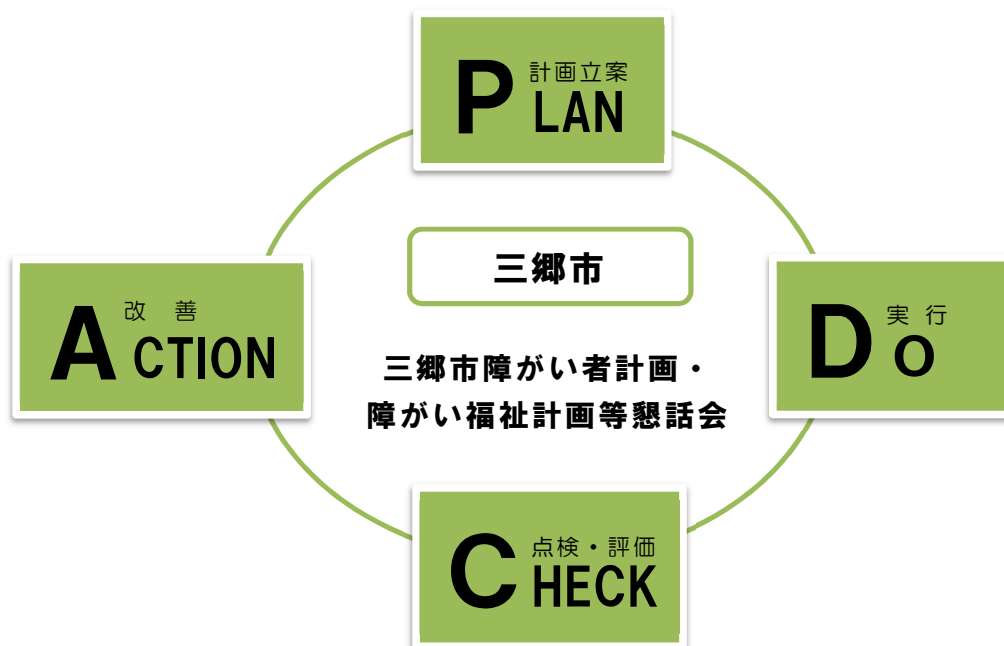
(5) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。

市においては、庁内における進捗把握とともに、三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。



資料編

1 三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会会員名簿

※◎は会長、○は副会長

区 分	氏 名	選出団体	所属団体等
第1号 (3名) 障がい福祉関係団体を代表する者	芦澤 容子	三郷市障害(児)者連絡協議会	社会福祉法人 緑の風福祉会
	○金丸 あかね	三郷市障害(児)者連絡協議会	三郷市わらべ会
	赤井 友栄	三郷市障害(児)者連絡協議会	スマイルコレクション
第2号 (2名) 福祉サービスを提供する事業者	猪瀬 茜		社会福祉法人 すこやか福祉会 ファミリーケアみさと
	木村 友紀子		株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター三郷
第3号 (1名) 障がい者を雇用する事業者	榑原 光恵		イケア・ジャパン株式会社
第4号 (1名) 教育関係者	佐藤 和博	埼玉県立三郷特別支援学校	埼玉県立三郷特別支援学校
第5号 (1名) 医療関係者	森野 一英	三郷市医師会	医療法人社団稲仁会 早稲田医院
第6号 (1名) 公募による市民	橋本 恵里華	一般公募	三郷市民
第7号 (1名) ボランティア	深井 ふみ子	(社福)三郷市社会福祉協議会	三郷市点字サークル ウィズ
第8号 (1名) 学識経験者	◎森田 満理子	埼玉県立大学	埼玉県立大学 保健医療福祉学部

(敬称略)

2 三郷市障がい者地域生活支援協議会委員名簿

氏 名	所 属
草 彌 博昭	みさと駅前クリニック（三郷市医師会）
深井 美里	埼玉県草加保健所
瀬戸 美智恵	三愛会ロイヤル訪問看護ステーション
木村 仁	三郷市社会福祉協議会
細井 善彦	埼玉県立三郷特別支援学校
加藤 明子	ラ・ポルタ分室 三郷中央 （就労移行支援事業所 ラ・ポルタ）
鳥海 文雄	草加公共職業安定所
加藤 英泉	三郷市商工会
落合 胤伴	株式会社 縁むすび （放課後等デイサービス障害児支援ネットワーク）
矢口 明美	地域生活支援センター ひこなり北 （介護老人保健施設 三郷ケアセンター）
鶴岡 幸恵	三郷市民生委員・児童委員協議会
萩 進	社会福祉法人 川の郷福祉会 （三郷市障害（児）者連絡協議会）

（敬称略）

3 庁内検討組織

検討委員会名簿（令和2年度）

職名等	氏名	備考
企画調整課長	狩集 広一	
参事兼危機管理防災課長	中井 哲	
生活安全課長	鈴木 智久	
副部長兼健康推進課長	園田 朝清	
ふくし総合支援課長	五十嵐 直樹	副委員長
副部長兼生活ふくし課長	横田 隆宏	
長寿いきがい課長	原山 千恵	
介護保険課長	松井 裕介	
参事兼障がい福祉課長	高橋 憲司	委員長
子ども支援課長	大村 歌子	
副部長兼すこやか課長	田口 洋一	
参事兼指導課長	菅原 成之	

作業部会名簿（令和2年度）

所属	職名	氏名
企画調整課	主任	小金井 要治
健康推進課	課長補佐	箕輪 陽子
ふくし総合支援課	室長	五十嵐 順
生活ふくし課	主任社会福祉主事	玉井 昭宏
長寿いきがい課	係長	元井 隆幸
介護保険課	主任社会福祉主事	浅田 浩子
子ども支援課	副参事兼課長補佐	島村 文香
すこやか課	主査	黒木 将弘
障がい福祉課	課長補佐 係長 主任社会福祉主事	岩間 邦一 川原 健 田中 大地

4 策定経過

年月日	会議名等	内容
令和2年7月1日 (書面による実施)	第1回三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会	1)障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画について 2)第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る基本指針について 3)三郷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画の進捗状況(令和元年度分) 4)アンケート用紙(案)及びヒアリングシート(案)の内容について 5)今後のスケジュール
令和2年8月3日 ～ 令和2年8月21日	「三郷市障がい者福祉についてのアンケート」の実施	
令和2年9月2日 ～ 令和2年9月11日	ヒアリング調査の実施	
令和2年10月9日	第2回三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会	1)第1回懇話会のご意見及び回答 2)アンケート・ヒアリング結果の報告 3)計画案の説明 4)今後のスケジュール
令和2年12月26日 ～ 令和3年1月31日	パブリック・コメントの実施	
令和3年2月18日 (書面による実施)	第3回三郷市障がい者計画・障がい福祉計画等懇話会	1)パブリック・コメントの結果について 2)計画案の修正箇所等の説明 3)今後のスケジュール

5 市内の障がい児（者）のための事業所・施設等一覧

令和3年3月現在

■委託相談（障害者相談支援事業）	
三郷市障がい福祉相談支援センター パティオ	048-949-2210
三郷市障がい福祉相談支援センター みさと中央	048-934-5992
■指定一般相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援）	
三郷市障がい福祉相談支援センター パティオ	048-949-2210
障害者生活支援センター みさとコスモス	048-954-7925
■指定特定・指定障害児相談支援事業所（計画相談支援）	
相談支援事業所 ぐっどはーと（児童のみ）	048-969-4972
さとっこ相談室（児童のみ）	048-954-8508
三郷市障がい福祉相談支援センター パティオ	048-949-2210
障害者生活支援センター みさとコスモス	048-954-7925
三郷市障がい福祉相談支援センター みさと中央	048-934-5992
サポートセンター みどりの風	048-959-9492
相談支援センター 輪・和・笑	048-951-1817
■地域活動支援センター（Ⅰ型）	
地域活動支援センター パティオ	048-950-7311
■地域活動支援センター（Ⅱ型）	
地域活動支援センター 地域で共に生きるナノ	048-951-1817
■地域活動支援センター（Ⅲ型）	
地域活動支援センター 憩いの場オアシス	048-958-6674
地域活動支援センター スペース游	048-945-0222
■児童発達支援センター	
三郷市子ども発達支援センター	048-930-7794
しいのみ学園	048-952-0066
■児童発達支援	
アルクキッズ	048-949-7526
ぐっどはーと三郷	048-969-4972
コペルプラス三郷中央教室	048-954-5482
てらびあぼけっと 三郷駅前教室	048-948-8309

■放課後等デイサービス	
あさがお	048-969-4482
さとっこ	048-954-8508
スマートキッズプラス三郷	048-969-4391
スマートキッズプラス三郷第二	048-950-8401
スマートキッズジュニア三郷	048-950-8791
パレット	048-945-0771
放課後等デイサービス ふぉーきっず	048-934-5952
レイア	048-934-5651
■児童発達支援・放課後等デイサービス	
アルクケア＊重症心身障がい児	048-951-5088
アルク純誠会みさと	048-950-2772
運動遊びと療育支援こどもプラス三郷中央教室	048-954-6026
運動遊びと療育支援こどもプラス三郷第2教室	048-948-6167
NPO 法人ほっと Time	048-951-3424
縁むすび	048-950-8633
縁むすび虹	048-951-7241
おもちゃ箱みさと	048-951-3295
通所支援ベルテール 三郷戸ヶ崎園	048-956-5977
通所支援ベルテール 新三郷園	048-915-1900
はるちゃんの家	048-969-4283
■保育所等訪問支援	
三郷市子ども発達支援センター	048-930-7794
■就労相談	
三郷市障がい者就労支援センター	048-953-1521
■就労移行支援	
カルディアみさと	048-949-6605
就労移行支援事業所ラ・ポルタ	048-950-7315
ラ・ポルタ分室三郷中央	048-960-0808
■就労継続支援A型	
インスピリット	048-959-9697
ブルースカイ三郷	048-934-5407

■就労継続支援B型	
ウーリー三郷	048-916-9954
コンパス	048-958-2555
そよかぜ	048-954-8463
フレンズ（多機能）	048-958-7730
みどりの風（多機能）	048-959-1615
レモンカンパニー（多機能）	048-940-1290
ワークセンターしいの木	048-953-4789
■生活介護	
おれんじ(多機能)	048-960-0019
風のうた（みどりの風 分室）	048-952-7086
さつき学園	048-953-3699
生活介護事業所しづき	048-956-1777
光座	048-958-7047
障害者の生活・作業施設 ひまわりの家	048-952-7806
みどりの風（多機能）	048-959-1615
■共同生活援助（グループホーム）	
グループホームあゆみ	048-953-2188
グループホームサンハウス	080-4164-4235
グループホームしづき	048-915-6988
グループホームひだまり ひだまり、さくらホーム、すみれ、みらい、はまなす	048-958-0018（代表）
ケアホーム 第2ひまわり	048-952-1163
ケアホームたんぼぼ ケアホームたんぼぼ、ひなぎく	048-954-8736（代表）
ケイエスホーム	048-956-1568
ソーシャルインクルーホーム三郷東町 東町Ⅰ、東町Ⅱ	048-954-7535（代表）
■グループホーム（短期入所）	
ケアホームたんぼぼ	048-954-8736
短期入所 三郷東町	048-954-7535
■自立生活援助	
ほっとピア	048-959-3112

■ 移動支援	
アシスト游	048-958-9700
株式会社きぼう おあしす	090-2324-8183
ケアサービス三郷	048-959-6017
さくら・介護ステーションみさと南	048-960-0666
サポートセンターみどりの風	048-959-9492
しいの木の郷訪問介護事業所	048-949-4123
株式会社 汐月	048-915-6037
(株) 大起エンゼルヘルプ 三郷ケアセンター	048-949-0777
地域活動支援センター 地域で共に生きるナノ	048-951-1817
ニチイケアセンター三郷	048-949-4730
株式会社 ビジット	047-170-1088
ファミリーケアたかの	048-948-3031
ファミリーケアみさと	048-948-2145
ファミリーケアみさと北	048-958-5372
福祉のニッカ彦成ヘルパーステーション	048-950-1261
ほっとケア みなみ	048-951-1908
■ 同行援護	
ケアサービス三郷	048-959-6017
サポートセンターみどりの風	048-959-9492
■ 行動援護	
サポートセンターみどりの風	048-959-9492
■ 居宅介護・重度訪問介護	
MC訪問介護センター	048-948-6653
ケアサービス三郷	048-959-6017
さくら・介護ステーションみさと南	048-960-0666
サポートセンターみどりの風	048-959-9492
有限会社 仁	048-950-2282
(株) 大起エンゼルヘルプ 三郷ケアセンター	048-949-0777
ニチイケアセンター三郷	048-949-4730
希ケアサービス	048-949-6515
ファミリーケアたかの	048-948-3031
ファミリーケアみさと	048-948-2145
ファミリーケアみさと北	048-958-5372
福祉のニッカ 彦成ヘルパーステーション (居宅介護のみ)	048-950-1261
ほっとケア みなみ	048-951-1908

■訪問看護	
アカシア訪問看護ステーション	048-950-1250
MC 訪問看護ステーション	048-948-6653
訪問看護リハビリステーション サザンカ	048-948-8628
三愛会ロイヤル訪問看護ステーション	048-950-0017
有限会社 仁	048-950-2282
新みさと訪問看護ステーション	048-958-8866
三郷市医師会立訪問看護ステーション そよ風	048-949-5511
訪問看護ステーション早稲田	048-950-5022
訪問リハビリ看護ステーション純誠会	048-950-2773
みさと南訪問看護ステーション	048-956-8800
ユアーズ訪問看護リハビリステーション三郷	048-951-2103
■行政機関等	
埼玉県立三郷特別支援学校	048-952-1205
草加保健所	048-925-1551
草加児童相談所	048-920-4152
三郷市社会福祉協議会	048-953-4191
三郷市福祉部障がい福祉課	048-930-7778



三郷市障がい者計画

第6期三郷市障がい福祉計画
第2期三郷市障がい児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

発行	: 令和3年3月
企画・編集	: 三郷市 福祉部 障がい福祉課
	: 〒341-8501
	埼玉県三郷市花和田 648-1
電話	: (048) 953-1111 (代表)
F A X	: (048) 953-7785
ホームページ	: http://www.city.misato.lg.jp/